

昭和22年12月25日印刷 昭和22年12月31日發行（毎月1回發行）

建築（社會）

日本建築協會

9-12

昭和22年9~12月號

第28輯 第9~12号

建 材 信 和 會 々 員

⑤ 印 ルー フ キ ン グ ・ ア ス フ ア ル ト フ ェ ル ト
⑤ 印 砂 付 ルー フ キ ン グ ・ 屋 根 地 下 室 防 水 工 事
床 耐 酸 耐 油 ア ス フ ア ル ト 工 事

大 阪 市 東 區 伏 見 町 四 丁 目 二 七 ・ 電 話 南 1012・2012〜3

日 新 建 材 株 式 會 社

社 長 井 陽 績

建 築 竹 製 品 ・ 家 具 類 一 式

大 阪 市 西 區 立 賣 堀 北 通 一 丁 目 一 二 〇

日 本 竹 材 工 業 株 式 會 社

社 長 岩 元 熊 雄

ベ ニ ャ 板 ・ 木 材 一 式

大 阪 市 西 區 四 ツ 橋 南 ヘ 入 ル

ベ ニ ャ 商 會

川 井 義 貫

衛 生 陶 器 並 ニ 同 附 屬 器 具
製 造 販 賣

大 阪 市 東 區 伏 見 町 五 丁 目 三 (御 堂 筋) ・ 電 話 堀 川 1443

東 洋 陶 器 株 式 會 社 大 阪 出 張 所

所 長 田 中 氏 三 郎

三 州 産 ・ 岡 山 産 黒 日 本 瓦
フ ラ ン ス 瓦 ・ 日 本 型 瓦 ・ S 型 瓦
製 造 販 賣 並 ニ 屋 根 工 事 請 負 瓦
土 管 ・ 煉 瓦

大 阪 市 天 王 寺 區 大 道 三 丁 目 一 二 五
工 場 ・ 愛 知 高 須 町 ・ 岡 山 市 旭 町

東 洋 瓦 産 業 株 式 會 社

社 長 青 木 友 一

メ タ ル ラ ス 製 作 販 賣

芦 屋 市 大 原 町 一 一 七 ・ 電 話 芦 屋 2851

奥 村 重 兵 衛 商 店

室 内 装 飾 設 計 施 行
窓 掛 ・ 日 除 ・ 絨 氈
オ リ エ ン タ ル ク ロ ー 敷
ラ バ リ ユ ー ム 敷

大 阪 市 北 區 堂 島 上 一 丁 目 二 四

河 津 装 飾 合 名 會 社

代 表 社 員 河 津 喜 之 助

タ イ ル 工 事 一 式
創 業 三 十 年

大 阪 市 北 區 芝 田 町 (大 阪 驛 北 口 北 一 丁) 電 話 福 島 308

タ イ ル の 山 本 窯 業

代 表 者 山 本 潔

一 般 塗 装 工 事 請 負 業

大 阪 市 北 區 茶 屋 町 三 八 ・ 電 話 豊 崎 565・1910

竹 林 塗 装 工 業 株 式 會 社

社 長 竹 林 富 三 郎

石 灰 セ メ ン ト 壁 材 料
大 阪 窯 業 セ メ ン ト 株 式 會 社 特 約 店

大 阪 市 南 區 心 齋 橋 南 詰 東 入
石 灰 工 場 ・ 高 知 縣 長 岡 郡 稻 生 村

灰 武 玉 置 孝 太 郎 商 店

ス レ ー ト セ メ ン ト 製 品 製 造 販 賣

大 阪 市 北 區 高 垣 町 八 〇 ・ 電 話 豊 崎 169・174
工 場 ・ 大 阪 ・ 坂 出

や よ い ス レ ー ト 株 式 會 社

社 長 松 井 邦 彦

各 種 電 氣 設 備 設 計 施 工

大 阪 市 東 區 北 濱 二 丁 目 六 九 ・ 電 話 福 島 3739

淺 海 電 氣 産 業 株 式 會 社

社 長 淺 海 治 平

水 道 衛 生 ・ 暖 房 施 設
大 正 便 所 ・ 木 槽 便 所
設 計 施 工

大 阪 市 北 區 高 垣 町 一 ・ 電 話 豊 崎 1181〜2

大 阪 城 口 研 究 所

社 長 城 口 龜 吉



定款及細則改正の件

豫而審議中の本會定款及び細則の變更は、11月25日の總會の承認を経て、大阪府に認可申請中の處12月5日附を以て認可を得、即日實施することゝなつた。新定款及び細則は本誌に掲載したから参照あり度い。

尙ほ改正の要旨は、

時代に即應して、民主的なものとしたこと。

會員種別を整理し、從來の維持會員を正會員としたこと。

役員の内容、其の選舉法、總會及び評議員會開催の時期、議案及び動議の提出法、議決法等全面的に改正された。

細則に於ては、支部に關する規程、會費の増額入會金の新設、評議員の選出法、事務局の規程等に改正を見た。

又新定款では、定時總會は1月に、定時評議員會は3月及び11月に開かれることになつたこと並びに事業年度及び會計年度が4月—3月に變更されたので、新役員の選舉も1月迄延期され、其れ迄現役員の任期を延長することゝなつた。

支部設置の件

廣島支部 昭和22年4月17日廣島に於て創立總會開催、廣島縣下一圓を本支部の所屬とする。

兵庫支部 昭和22年11月14日神戸に於て創立總會開催、兵庫縣下一圓を其の所屬とする。

九州支部 昭和22年12月4日福岡に於て創立總會開催、九州一圓及び山口縣下を其の所屬とする。

東海支部 昭和22年12月13日名古屋に於て創立總會開催、愛知、三重、岐阜の三縣を其の所屬とする。

以上各支部の規程は本誌に掲載してあるので、参照せられ度い。尙ほ支部設置と同時に、支部所屬の地域に居住する會員は、特に異議の無い限り其の支部に所屬することゝなる、従つて、從來地方會員として會費が割引されて居たが、支部所屬となると共に、會費も1ヶ月金10圓となることを御諒承願ひ度い。

尙ほ當分の間、入會、退會の通知、會費の納入等は總て直接本部へ御申込み願ひ度い。



建築工業配布の件

本協會の使命に鑑み、協會と社會との連繋を緊密ならしむること、及び協會誌「建築と社會」が、經費及び用紙の關係上年間の發行回數に著しく制限を受けて、會員の満足を買ふことが出来なかつたこと等の理由に依り、新聞社と提携して、新聞を會員に配布し、會の動靜の速報もやり度いと考へて居た處、此程日本輿論新聞社と協會との間に提携の議纏り、本會の總會、評議員會の議決も經て、昭和23年1月から、上記新聞社發行の週刊紙「建築工業報」を會員に無料配布することゝなつた。

該新聞は、當分タブロイド判であるが、用紙問題が近く解決すれば、普通新聞紙判になる豫定である。又週刊であるから、會告其の他、會の見學、講演會等の通知にも代用する積りである、尙ほ紙面の半分位は提供を受け得るので會員諸君の意見の發表、和歌、俳句其他の文藝等の投書も大いに歡迎する。

會誌「建築と社會」有料配布の件

前項の通り、週刊紙を無料配布することゝしたが、同時に會誌「建築と社會」も廢刊する譯にも行かず、さりとて、從來通り無料配布は經濟上不可能となつたので、之を續刊して有料配布とした即ちこれを會の別途會計として、明春より概そ年4回發行、1部20圓見當の購讀料を徴することゝし、内容を充實し、且つ會員外一般にも發賣するに適當な内容に変更したいと思ふ。其の編集方法等に就ては、目下編集幹事會で検討中であるが、會員諸君の御満足の行く様に折角苦心中である。是非全會員の御購讀を願ひ度い。若し御不用の向があれば此際御通知を乞ふ。

建築便覽發行の件

豫而發表した建築便覽の印刷は、年内に發行する豫定で印刷中であるが、電力其他の關係で印刷所が當方の思ふ様に行かないので、極力督勵中であるが、或は發行が遅れて、年が明けてからと云ふ事にならぬとも限らない。尙前號豫告の分頒代金は出来上りの上改正實費を申受ける事に切に御諒承を乞ふ次第である。

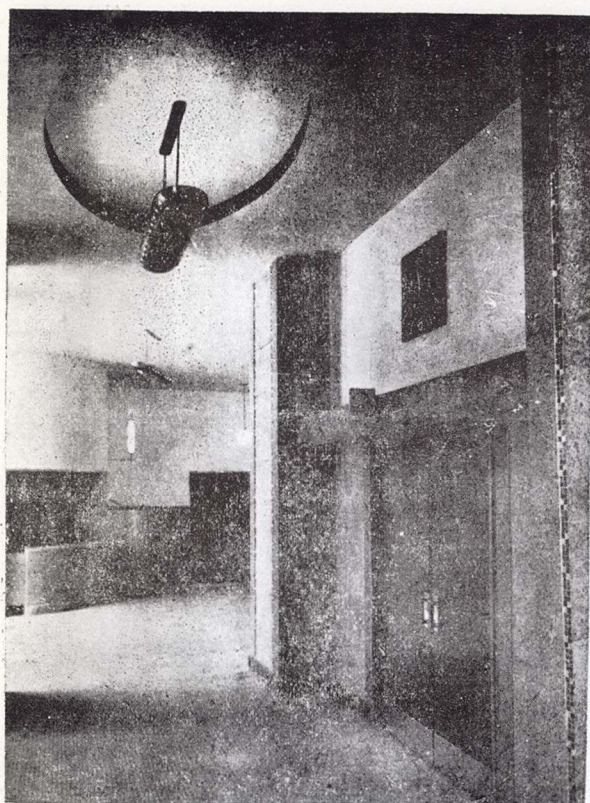
大阪又八儿座 千日前



設計・施工・經營
東洋木材株式會社

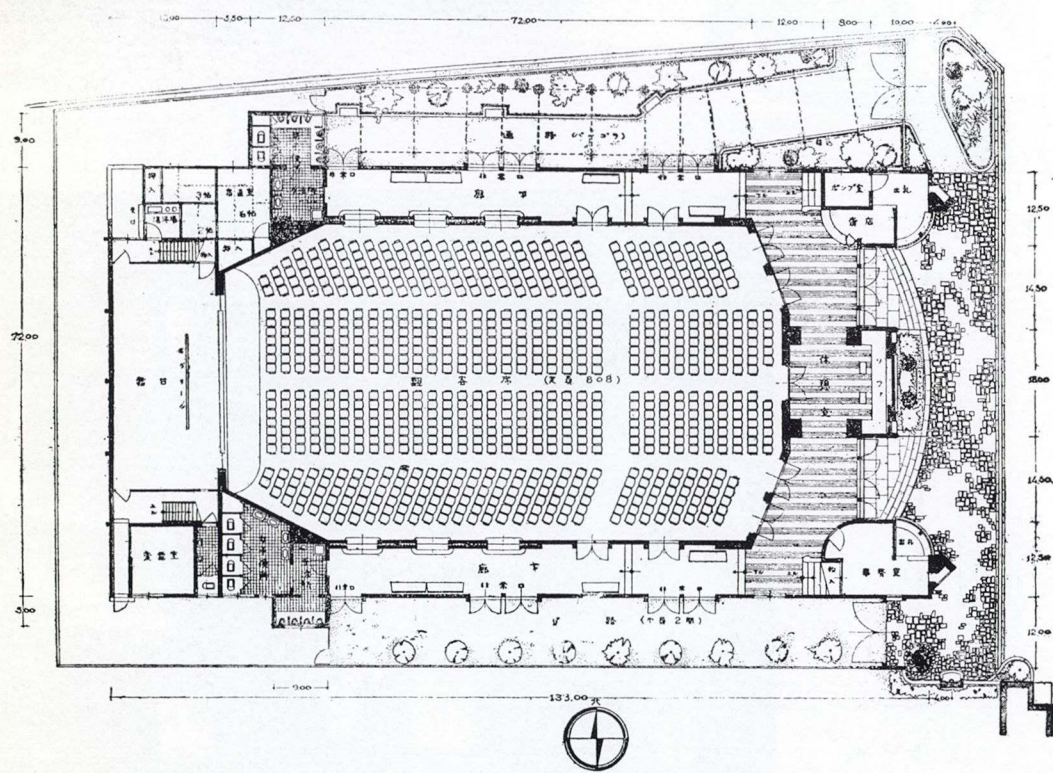


上 正面外觀
下 同 夜景



二階休憩室

一階廣間



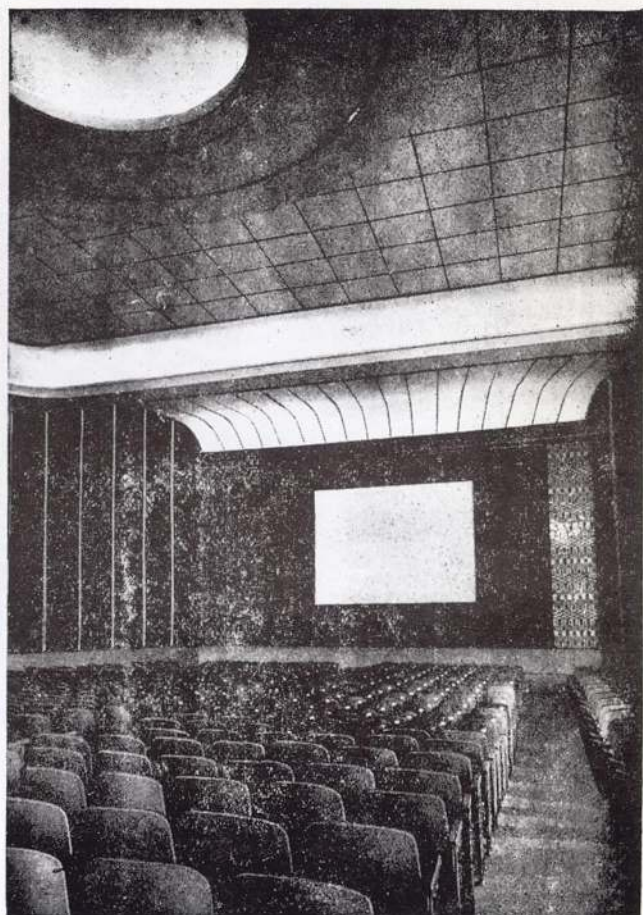
一階平面圖

又八座

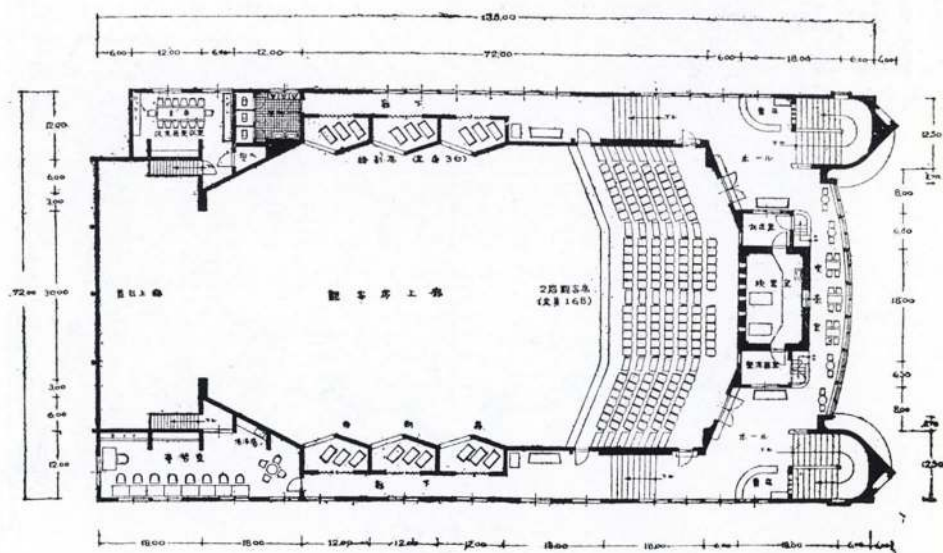
大阪 千日前



一階休憩室



觀覽席



二階平面圖

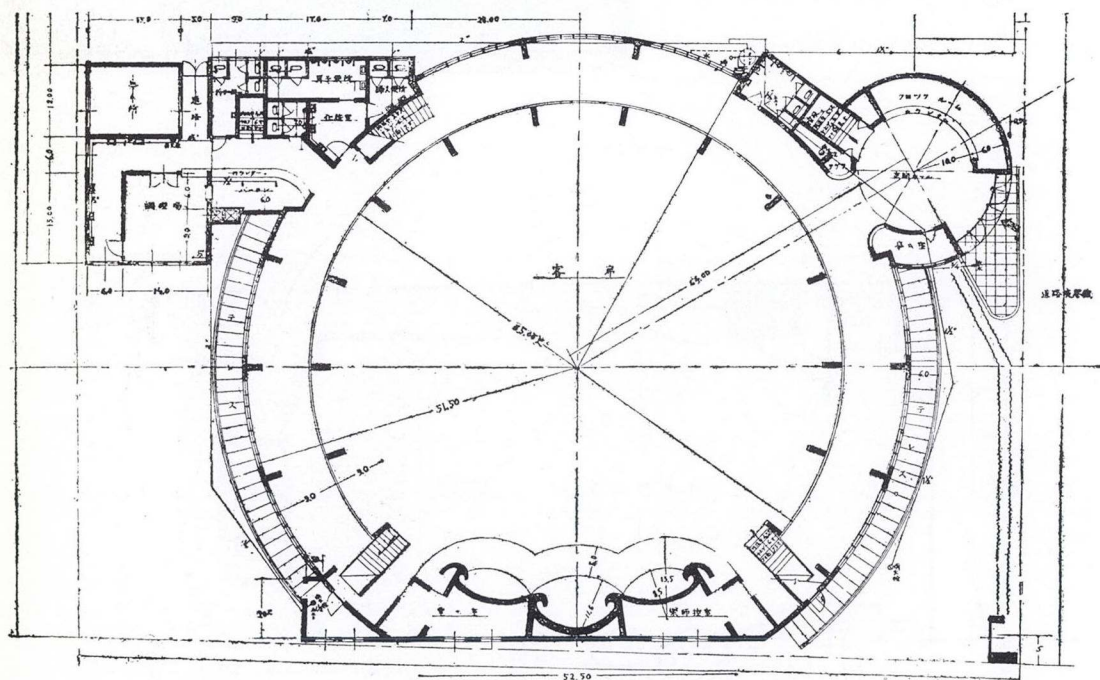
大 阪

テノスホール

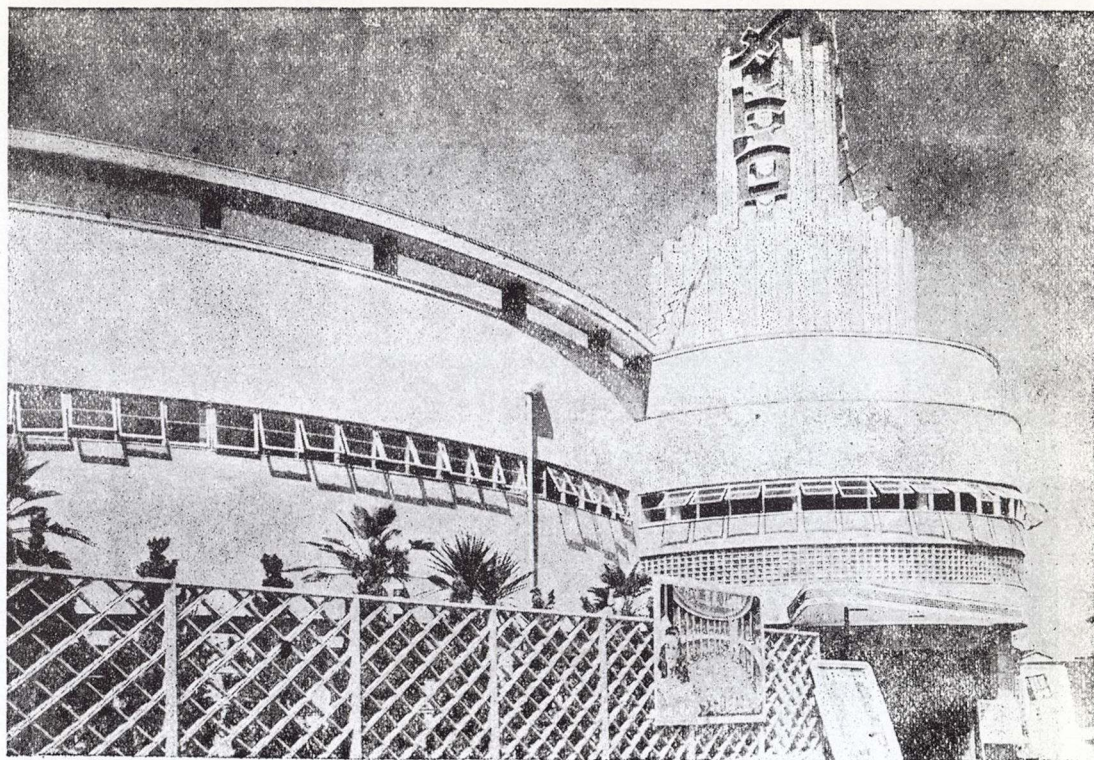
大阪・道頓堀



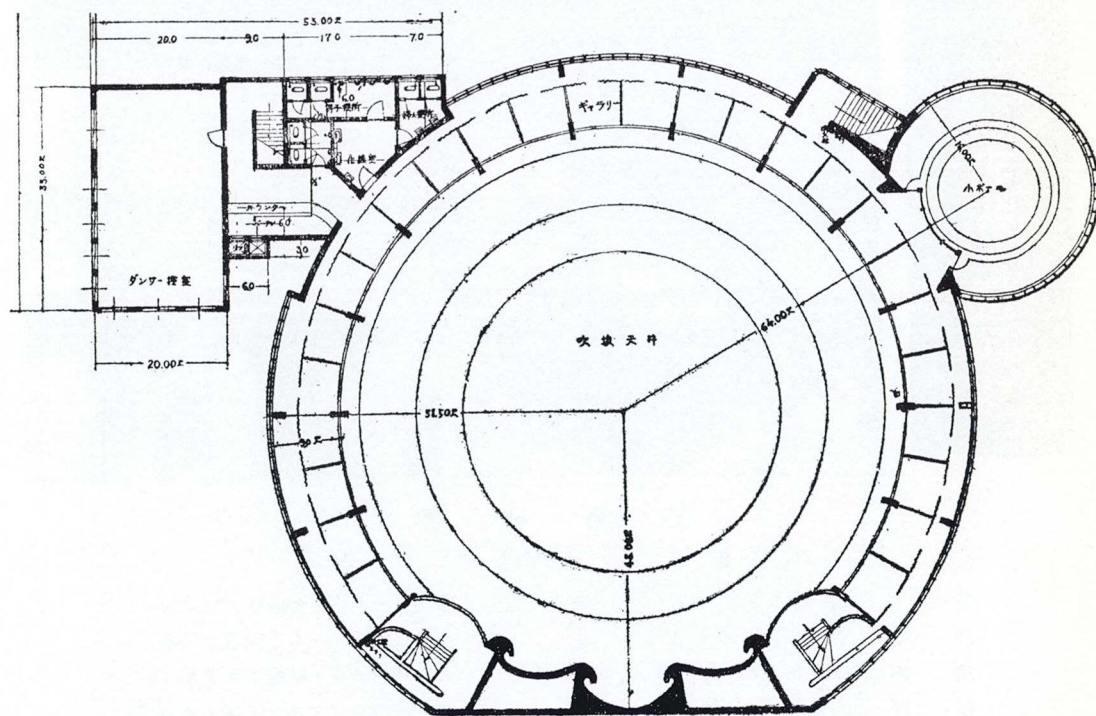
木 造 ド ーム



一 階 平 面 圖



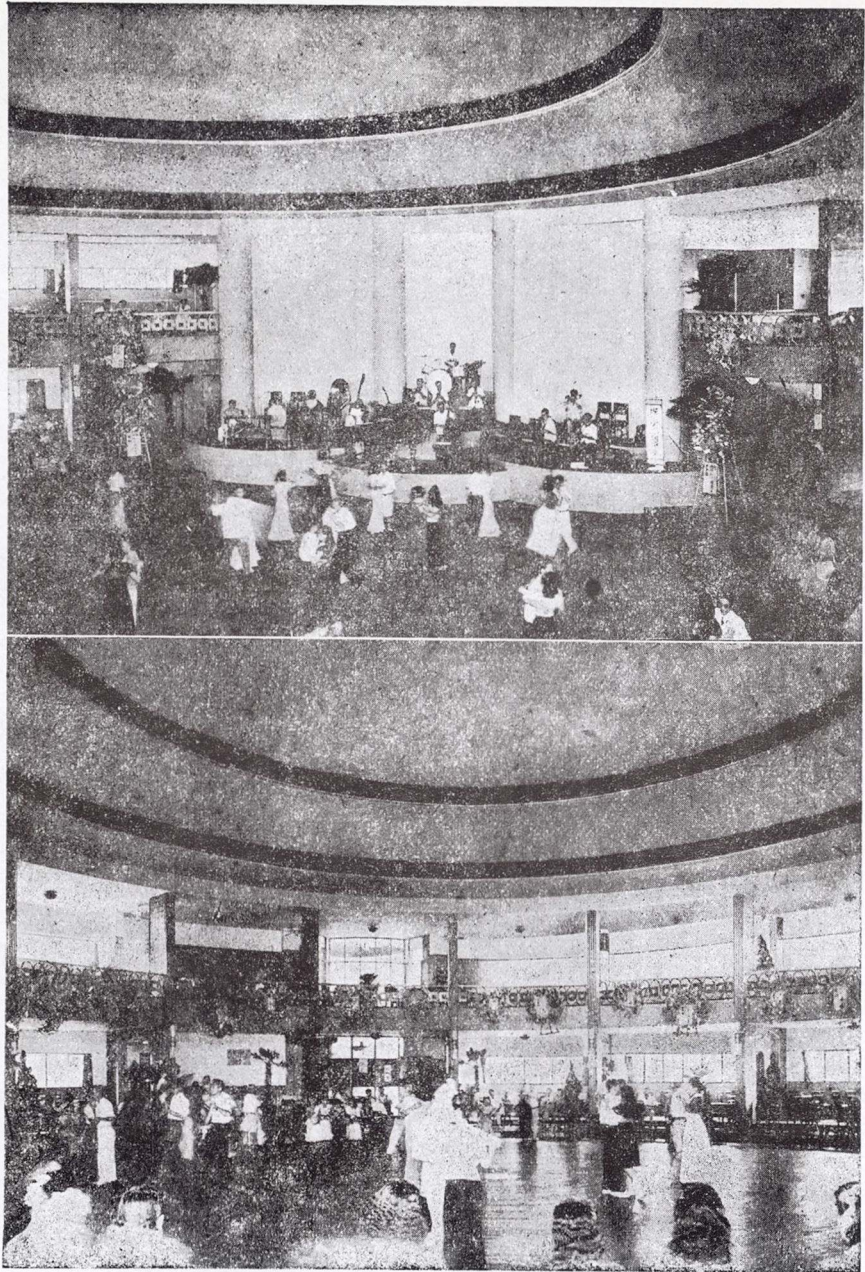
正面外觀



二階平面圖

メトロポリスホール

大阪・道頓堀



工 事 概 要

設 計 施 工

株 式 會 社 木 村 組

着 工 昭 和 22 年 1 月
竣 工 昭 和 22 年 7 月
建 坪 283・75 坪
延 坪 403・50 坪
軒 高 80 尺
塔 屋 高 55 尺
天 井 高 40 尺

構 造 木造ドーム式・合成柱上部鉄骨・
合掌二重・ボルト數量約15噸
仕 上 外部モルタル・塔屋ジュラルミン
内部漆喰塗オリエンタルクロス張
床二重張・檜フローリング張
換 氣 20馬力・床下換氣
收 容 約500名

スバル座見學記

復興建築の中からめばしいものを拾つて誌上に紹介して貰ひ度いといふ希望が多いので、これに應へるため編集幹事による見學會を再開することにした。

先づ取上げたのが映畫館であるが、大阪では北の方でOS劇場、南の方でスバル座の二つが話題になつて第一回の見學會をスバル座に決定し〇月〇日に行ふことが出来た。当日は石川、高坂、池田、中野の四幹事と事務局から三人で設計工事を擔當された東洋木材土建部の赤松、〇〇、川島の三氏に説明と案内をお願いしたのである。

時間の都合がよかつたので畫の第一回映寫前から建物設備の詳細を見學し、引續いて映寫中の効果を檢討することが出来たのは幸いであつた。

スバル座は左右兩側に低い建物が接續してゐるので外觀について注意出来るのは正面入口側の構成だけであつた。建物は狭い前面道路に面して僅かの餘裕を渡し二階建の正面が極く緩い凸面カーブの胸を張つてその兩側には階段室に利用された兩翼を起立させたやうになつてゐるが、恰も胸の廣い鳥が兩羽根を未だ開かないやうな姿勢を想はせる格好をしてゐたと思ふ。

或は凸面カーブの主體だけが強く印象に残つた場合はある客船の上甲板船室をみ上げるやうに感ずるかも知れないであらう。

この構成は恐らく敷地の條件から與へられた設計意圖によるものと思はれる。前面の道路が狭く人通りの多、場所柄である上に兩側に餘裕がなかつた事情からみて、極く自然にうまくこなしてゐると感じさせる。

角地でない上に前面道路が極く狭い場合であるのにこの建物のやうな凸面カーブを主體にするやり方はやゝ大膽な手法である筈である。即ちこのやうな敷地條件だとどうしても威壓するやうな大きな壁面觀になり易いのである。

ところがこの映畫館は僅かながら前面に餘裕をとり、兩翼の突出部が中央の強い凸面カーブをガツシリと受け止めて左右のしまりをつけてゐるのである。この構への印象は多くの觀客を積極的に引受けて、これを兩翼が包むやうな親しさを起さ

せてゐると思つた。

映畫館のやうに大衆を対象にして親しみと、呼びかけるやうな積極性を必要とする建物が特に正面のアピールが大切と考へるが、この點は確かに成功であつたと思ふ。

使用された仕上材料や二三のデコレーションから受けるものについては更に希望したいところがあつたやうである。出来ればもつと靜かな色彩の材料とかタイルも小型に、それから入口部分の突出曲線を少なめにするとかであるが、しかし材料については時節柄注文の方が無理なのかも知れない。たゞ中央に置かれた高價なスバル座のマークをもつと効果的にボツンと印象強くデコレートする方法はなかつたであらうか。

斯様な第一印象を受けて内部の見學に移つた。一階席前の廣間に造りつけの長椅子があつて、こゝで赤松氏、川島氏の説明を種々と伺つてみる。スバルの名稱は日本語では昂（スバル）のことである由、これを取り上げたのは七星である。スバル星をもつてそのまゝこの映畫館の名稱としたのであるかも知れない。

座席の圍りにある廊下や休憩場所は適當の廣さと思はれ、大變きれいに明るく仕上げてあつたので好感もてた。全般に開放的でどこか船の中を想はせるのも外觀と一致した印象であつたと思ふ。

廊下側から座席への入口は何れも遮音、遮光裝置共に入念な工夫のあとが伺はれる。殊に座席の床面が兩側廊下より低くなる部分の出入口は屏のつけ方に苦心された由川島氏の説明が加へられて成程と思ふ。

廊下や手洗場の一寸としたところにまで活花を置く趣味は經營者の觀客に對する心遣ひで嬉しいことだが、更に場内を靜かにする効果にも役立っていると思はれる。これは確かに觀衆心理を把握したよい方法である。

映寫室の換氣裝置が計畫通りにゆかなかつたのは惜しかつたが床に防火コンクリートの段が出来たのは無理のないことだと思ふ。

舞臺裏のトニーキーに對する雜音防止のため入念な防音構造を施したのもよく、附屬屋にあつた機

械設備（發電裝置）等も極めて完備したもので、表面的にはわからないが、映畫館として非常に大切な要素であらう。

觀覽席は天井も高く殆んど自然換氣による快適な氣分を與へ得るやうになつてゐた。尤もこの部分は大方暗くしてあるところであるから何としても座席とスクリーンの關係からくる視覺とか音に對する工夫が生命である筈だ。従つて仕上材料、照明、裝飾等は第二義的に置かれて差支へないであらう。この點外觀や廊下、廣間等とは區別してみたので餘りいふべき材料がない。

最後に映寫効果からみたスバル座はどうか。これは映畫館の総合的な價值を決定する問題だと思ふ。其の日は恰もジェンエアのロードジョウをやつてゐたので約半程見させて貰つた。

座席についてみると先づ畫面が極めて鮮明である。川島氏の説明で遮光設備の完全と室内照明を併用しないことがわかつたが確かに効果のある方法と思ふ。鮮明な畫面はみてゐて不安な氣持を起さないし、觀客を引つける第一要素だと思ふのでこの點に申分がなかつた。

次に音響の調子であるがこれも極めて明瞭であつた。英語のトーキーだから日本語と比較は出来ないばかりでなく意味もよく判らないけれども語調がはつきりとして、音響効果のよかつたことは確かである。

いふまでもなく音響効果は反射量、吸収量の割合から適當な殘響時間を得られるやうに計畫されなければならない。更に適度な反射方向を得ることによつて音の分布が均等であることが必要だ。私は廣く映畫館を比較したわけではないが以上の要點からみてスバル座の音響効果は成功してゐると思つた。私のみた時は未だ70%程度の入場率であつたから満員になつたらものと音の吸収度が増すものと想像するが、あれよりも殘響時間が短くなれば更に明瞭度はよくなる筈である。實際には殆んど満員の場合が多いとの事だから音の効果はよいものと確信する。これに對して設計者は反射材と吸収材の選び方や張り方を考へたとの説明であつた。

ただ惜しかつたのは場所を變へて音の分布効果を調べなかつたのであるが、壁や天井の斷面形から察して心配はなからうと判斷出来るのである。

終りに視線（アイライン）については二階兩側のボックスから検討してみたが、この方も無難であつたやうである。

見學記を終るに當つてスバル座工事の概要を紹介して讀者の御參考にしたい。

附記 今後見學すべき建物の選擇について讀者各位の御希望を承れば幸ひである。

終（幹事記）

スバル座工事概要

構	造	木造	スレート葺	二階建
		基礎	煉瓦積	
		映寫室廻り	柱煉瓦積	床版及梁
		鐵筋コンクリート造		
桁	行	一三八尺		
梁	間	五四尺	兩側巾九尺ノ下屋	
		間口計	七二尺	
軒	高	二七尺五寸	正面パラベツト	三〇尺
坪	數	一階	二七〇坪	
		二階	一四一坪	
		計	四一一坪	
外部仕上				
	正 面	腰	大理石及テラゾーブロック貼付	
		上部	クリーム色 三六角 タイル貼	
	側 背 面		クリーム色モルタル吹付仕上	
内部仕上				
	觀 客 席	天井	テックス貼及漆喰塗	水性ペンキ仕上
		壁	テックス貼	水性ペンキ及フンゴロス貼
		腰	漆喰塗	油性ペンキ仕上
		床	モルタル仕上	
	舞 臺 廻	柱型	グラスモザイク貼付	
		袖壁及楯、チーク及楠玉空化粧ベニヤ板貼		
		腰	テラゾーブロック貼付	
	休 憩 室	柱型	テラゾーブロック貼付一部	グラスモザイク象嵌
		壁	ラスモザイク貼	
		正面窓	エツチンググラス及グラスブロック	
		床	モザイクタイル	
	廊 下	天井	テックス貼	水性ペンキ
		壁	漆喰塗	油性ペンキ
		床	階下 紅殻入色モルタル塗	
			二階及階段リノリウム敷	
	映 寫 室	天井及壁	漆喰塗ノ上ニ紙布クロス貼	
		床	リノリウム敷	

便 所 壁、天井、漆喰仕上
腰 白色 五寸角タイル貼
床 モザイク タイル貼

◎設 備 概 要

衛生工事

便 所 水洗放流式
消 火 栓 七ヶ所
排氣設備 五馬力 風量 二三〇m/min
風壓 二九m/mg

電氣設備

照 明 観客席ハ全部間接式
中央ドーム螢光燈間接照明
休憩室 同右
廊 下 色電球丸グローブペンダ
ント
外部電飾 切符賣場 飾窓等總テ螢
光燈使用
舞 臺 フット及ボーダーライト

自家電源装置

蓄電池式 充電其他豫備用トシテ代
燃瓦斯倫エンジンニ依ル發電装置ト
ヲ併用ス

其 他 場内 放送設備及電話

映寫設備

映 寫 機 スーパーシンプレックス
發聲裝置 ウェスタン (ガイドレンヂ) 式

備 考

観 客 席 一般席 鑄鐵製連結椅子 九七六人
巾奥行共一尺五寸
間隔二尺五寸
特別席 木製二人掛安樂椅子三六人
計 一〇一二人

其他データ

映寫孔ヨリスクリン迄 一〇五尺
スクリーン大キサ 一二尺×一六尺
レンズ焦點距離 五吋半
舞臺大キサ 巾二〇尺
高 一七、五寸
奥行 一八尺

本見學會は軍の都合上俄かに日時變更の通知を發したが間に遭なかつた方に對し此機會に深くお詫び申上げる。

○米第廿五師第六五 工兵隊兵舎見學

日 時 十月三十日 午後一時半

大阪府涉外課の御幹旋に依り、阪和線金岡驛附近、元日本陸軍輜重隊及病院跡に改造された兵舎を見學することが出来、誠に幸であつた。特に許可を與へられた米軍、大阪府廳及び當日格別の厚意を寄せられた大林組に深謝申上げる。

本兵舎は昭和廿一年春より改造に着手、今や殆んど完成に近き状態にあり、之に参加した請負業者は二十數社に及ぶと云ふ、建物は殆んど從來の日本軍兵舎の骨組だけを残して、屋根、壁、内部は總て改造を加へたもので、外觀は左程立派とは思はれないが、内部の設備は實に完備されて居る、總工費の約六割が附帶設備に投ぜられて居ると云ふが、誠に左もあらんとうなづける。

兵員の寢室も如何にもゆつたりとして居り、食堂、酒場、ダンス・ホール、映画館、屋内運動場等簡素乍ら清潔に健康に出来上つて居る、驚くべきは十數萬坪の構内に到る處、地膚の儘の地面は何處にも見られず、道路はコンクリート補裝、其他は芝生か、小碎石敷込かで、降雨時でも靴の泥を室内に持込む事のない様に出来て居ることである。

要するに從來我々日本人の頭にある「兵舎」の觀念とは全く異る、米國の庶民の子弟の生活様式を其儘取入れたもので、民主國の兵舎とは斯様なものかと深く印象付けられた。

午後三時半見學終了、大林組の用意された、茶菓を頂戴して、一同満足して散會した。

○先達て、金岡の米軍兵舎を見學して、米國の軍隊生活を今の日本人の生活に比べて、大いに羨ましく思つて居たら、十月二十日の「タイム」誌の報する所に依れば、米國ノース・カロライナ州のラレー市の刑務所を脱走した男が、一年後に歸つて來て云ふことに、此所を逃げ出して軍隊に入つて居たが、どうも刑務所の方が良いと云ふ結論に達して、又舞ひ戻つて來たと云ふことである。

して見ると、今の日本人の生活は、米國の刑務所の生活より二桁は少くとも下である、と云ふ結論に達するか。

小住宅の試み

新設社中川組設計
祖川尚彦



透視図

設計説明

阪神間の芦屋川通りに玉石の多いのを見て小住宅の材料になればと考へ壁體に石積を利用して見た、今更めづらしい事でもないが何か建築材料として生したい。

この小住宅は家族三人か四人程度、生活様式もなるべく洋式に近いものを標準にして造つて見た、坪数は十二坪制限一杯で將來は増築も出來得る様（六帖南側に八帖でも）考へる

構造概要

壁體	石積木造併用
屋根	瓦葺
外壁	モルタル大壁仕上
内壁	和室眞壁洋間ベニヤ板張り、ベニヤ仕上
天井	竿縁天井、洋間ベニヤ板張り上紙貼り
敷地	100坪内外のゆるやかな傾斜地
建築面積	12坪



平面圖（縮尺1:150）建坪...12坪

(一) 経済実相報告について

経済実相報告書としての白書は本年七月五日に公表されました。これに盛られている内容は痛酷なる眞實であるということです。縮少再生産にあえぐ姿が痛切に述べてあります。簿記の記入形式においていえば白書の全ページは赤インキで書かれているわけであり、経済危機を示しているわけです。しかるに國民はこの経済危機の眞相についてともすれば關心乏しい態度にあるのではないでしようか。實相の報告が如何に悲哀の文字で綴られているとしても、それは何處までも建てる使命を持つものであり、壊す役割を持つものでないことは自明であります。國民は無關心であつたり、または悲觀に陥つて希望を失つてはならぬのです。白書は病篤きを伝える診断書ではありますが、決して死亡診断書ではありません。

白書は事實の報告でありますから、こゝには對策は明示してはしないのです。診断書としてであつて處方箋ではありません。政府のとらんとする態度は経済緊急對策として八項目四十七政策として別に提示されてあります。経済危機の眞相樂觀視することは出来がたいのでありますが、固より國民を悲觀に放置せんとするものではありません。希望を失はない人々は現在の苦境に處して順應することが出来るでせうし、この苦難に順應することによつて復興の希望がやがて出て来ることになるであります。空疎なる樂觀論はつつしまねばなりませんけれども、絶望的な悲觀論に陥つてはならぬと思います。政治や経済の外面的な復興では意義がありません。國民が民主化の本義に精進して、心の新生が基調になるところに重點があると信じます。

経済実相報告に配するに経済緊急對策がありますが、これだけで完全を期するということは望めません。先にも述べましたように、経済実相報告が病重きを傳えている診断書であるとしみますならば、経済緊急對策はいわば處方箋に當るものではありますが、これだけでは疾病は治りません。如何

に名醫が診断して、處方を認めたとしても、その處方箋に従つて投藥する藥劑人が過ちなくそれを果さなければならぬのです。ところが経済危機の眞相が傳えるところによれば、ここに必要な藥が足りないのですから治病上に骨の折れるの是一段といはなくてはなりません。苦心して調合した藥が病人の枕頭に届けられたとしても患者がこれを服用しなくては藥効が出て來ぬことはいふまでもないことです。藥の足りないところは撫でさすつて進じようとの醫者の態度、藥効は充分期し得られぬ程度の藥劑としても衆恩に感謝して戴く病人の必構え、これが描つた時には理論を超えてその病人の回復は著しくなるのではないでしようか。いないなこれは理論を超えたことでないのは眞理を忠實に正視する人々にはうなずいて頂けると思います。醫師も親切であり、藥劑人にも誠意があり、病人は世恩に鳴謝しているという環境が出来ていすならばたとひ藥劑が奏効せずして病人が倒れるということがあるとしても、患者は感謝に溢れてこの世を去るという境地に到達し得るでありましょう。體溫線が亂れ脈搏線が狂うている重症の患者にあつては直ちに回復の一途に向うということは如何なる療法においても、容易には期待し得ないとしても、苦痛の緩和と回復への光明を招來するには愛の療法に俟つものが多いと信じます。それを思えば、この経済危機の眞相に直面して人々はまだまだ盡すべきところを盡さずに手を拱いていることはないでしようか。無上甚深微妙のはたらきはむつかしいところ、手の届かぬところにあるのではないと思います。片山首相がいつていることばがあります。日本經濟が再興に向つて歩み出すか、それとも無明の破滅に轉落するかをきめるのはいまが最後の最終の機會であるということばを味讀したいものであります。

(二) 生産のデフレについて

縮少再生産に悩む經濟の苦難は深刻でありますから、人々の復興への努力は多大なるものを必要とします。家計にたとへて見ればインフレの進行

と共に百圓の月給で二百圓の生活をしなければならぬというような状態であります。長い間の戦争でありましたから戦費は莫大であり、三千日として計算し一日平均その頃の通貨で一億一千萬圓として戦費三千三百餘億圓弱という数字が計上されています。戦後経済は當然の結果として仲々に擴張再生産は期待し得がたいのでありまして、單純再生産も直ちには望みがたいのであります。大體の数字に例へますれば日本の平和産業が維持されるには年産石炭五千萬噸といはれていますが、現在ではあれほどやかましい石炭問題として増産に努力を促していますが三千萬噸が辛じてという次第であります。これに反し通貨は既に千六百億圓程の發行高となつています。栗栖藏相の言によりますれば、本年の年末發券高は千八百五十億圓見當となつております。これに對して日本銀行側の見解では千八百五十億圓は豫想が過少であるとして、少くとも千九百億圓には達すると見ております。これだけで見ても明かに生産はデフレであります。通貨はインフレであります。インフレ論議は随分展開したのですが遺憾乍らその結論に乏しい論議の繰返しが多いようです。インフレの経過を良く知るといふことは對策の確立上必要なことではありますが、それに終始するに止まつては意義の乏しいものとならざるを得ません。

通貨は平時發行高を十五億圓とすればその四十倍になつた頃からを危險線と見るようです。そうだとしますれば六百億圓になつた頃が今年の夏でありますから、この頃からが憂慮すべき状態になつてゐるわけです。それにも拘らず先の獨逸インフレのように数字の飛躍的増大がないとして一部の樂觀論が出たりしましたが、第一次大戰後の獨逸の場合と今日の日本の場合とでは事情が違います。かつて第一次大戰後獨逸が陥つたインフレの天文學的數字や、先頃までハンガリーが経験したあの數字に比ぶれば未だ距りがありますが、その見方は形式的にしばしの自己慰安を求めているにとどまり、實質的には日本經濟の危機は輕視しがたいのであります。獨逸の場合にあつては通貨の膨張と生産の活動とが並行した限りでは、それは更に物價高騰があつたとしても収益進増の關係が収益の上回りという實情を伴つたのであります。日本の場合は終戦後インフレ利得を追求し得なかつた人々の半面にこのインフレ利得を追求し得た人々もあるにはありましたが、しばしの経過としてにとどまるでありましょう。昨今では原料高にして収益減の傾向がはつきりするに従ひまして、缺乏インフレの症状がはつきりして來ましたから物價は高くなつても利得の追求は次第に出來がたい傾向になつて來ています。日本のインフレにはこのような事情が伴いますから物價の騰貴においては巨額の數字が避け得られると見ましても、それは樂觀出來る内容から出て來るわけではなく、いわばじり貧状態に陥ちて行くのであります。

戦費の需給と平衡という立場からだけ見ましたならば、それは不足の調整と過剰の調整となります。過剰の調整はここでは當然問題の外のことになりますから、不足の調整だけを簡單に見ることに致します。先ず生産の促進であります。これが當面の場合期待しがたいのでありますから、消費の制限ということを取上げざるを得ません。消費節約という自主的勸奨や更には消費割當という強力制約の方法もありますが、それだけでは多くを望み得ないのであります。消費抑制の持つ意義は重大ではありますが、大體の限界がありますので、その限界を超えたところは貿易によつて補足する必要が起ります。ここに輸入貿易の促進と輸出貿易の制限ということが對照的に取上げられるのですが、日本の場合輸出貿易の振興を圖つて輸入の促進を可能とすることに密接な關連があります。日本の經濟は國內資源が貧弱でありますから從來對外依存度が非常に高かつたことは御存知の通りであります。經濟實相報告は國內のことを訴えたのでありますが、そのこと自體が如何に海外依存度の重要であつたかを語つています。日本が平和でありました時代の一基準として一九三〇年の實績を前提として輸出入の數字を外務省が想定したものがあります。それによりますれば、八千萬人の人口が一九三〇年の生活水準を維持するには次のような數字が計上されることになつています。一九三六年平均單價により、一九五〇年の貿易規模を描いているのですが、輸出三十五億圓を持たなければなりません。そのうち、國有原料による輸出額は八億圓で、輸入原料による輸出額は二十七億圓ということになつています。

この概算においても明瞭でありますように、海

外依存度が極めて高いのでありますが、それはみずからの努力を措いて、依存することのみに終始してはならぬのであります。われわれは注ぎ水を仰ぐ前にみずからその壊れた水溜の泥水をさらえて清水の湧きでる泉とする努力をなし遂げなければならぬのであります。かくて先ずみずから基礎を固めればやがてクレジットを始めとして外部よりの日本への支援や救済が努力する國民への親愛なる贈物として供せられることになると思ひます。

(三) 通貨のインフレについて

生産の増強や輸入による補足的生産面への補充ということは簡単に望み得ないのでありますが、この課題は固より放置することは出来ません。一應生産面を措いてここでは通貨面についての處理について考慮を進めてみたと思ひます。インフレのことについては申すまでもないと思ひます。通貨が膨脹するということが總の場合に苦難を加えるわけではありません。通貨のインフレは生産意欲を刺激して景氣をよくするというような場合も考えられます。しかし乍ら日本の當面しているインフレでは一部のインフレ利得の追求者以外には苦難が加つています。財貨と貨幣との相對價值から物價高となつたということなく、同時に人間の勤勞と貨幣との相對價值が並行し得ないところに困窮の原因があります。現在の物價體系は守り續けたいのでありますが、賃金ベースの問題を如何にして歩調を揃えさせるかが仲々困難なこととなつています。自然現象を學ぶことは比較的容易にこれを果し得ますが、社會現象や生活現象を學ぶことは仲々なし遂げがたいといはれてゐることをしみじみ味ひます。インフレの性格がたとい天文學的數字を示してゐないとしても、逼迫せる赤字の危險信號となつてゐることはいうまでもありません。インフレ防止策としては、一旦放出された通貨を吸収するというよりも、放出を抑制するという方法が簡明であります。極度に徹底してこの方法を実施するということは現状においては期しがたいところであります。

放出抑制を徹底しようというのならば、更に研究を深めなくてはならぬと思ひます。獨逸の銀行家アルバート・ハーン氏の無現金經濟の構想の如きを取上げて見ることも一つの方法ですが、日本

の現状の如き信用創造の行はれがたい時には種々困難が伴います。しかし乍ら一段の努力を加えて金融の民主化ということ換言すれば全國民が信用取引の取引者となることが出来ましたら、それは大きな成果となるのでありますが、直ちにその實現は期待困難であります。

それで一步譲つて放出された通貨を吸収するという方法をとらざるを得ません。通貨吸収の方策としては既に對策として若干出ているものがありますけれども、預金價值下落に對する通貨不安の念を防止することを制度として考究することも刻下の急務ではないかと思ひます。安定通貨ということが時々叫ばれてはいますが、安定通貨なるものも別途に出して、經過的に並行的混亂を起させるようでしたら、それは逆に通貨安定を亂すおそれがあります。通貨安定が目標でありますから、現存の通貨を安定に導くことも確かに安定圓の構想となるのです。その線に沿うて安定價值計算制度がその對象として論議されて來ました。その早い現れを求めますればマーシャル教授によつて提唱された指數本位制はこの狙いを持つたものであります。またフイツジャー教授によつて提案された補整ドルも一連の考究によるものであります。安定圓としてはこれ等の考案を基礎としてインフレの現段階に適用し、効果を收めんとするところにその内容が構成されたのであります。前大戰後の獨逸において、あるいは今次大戰後のハンガリーにおける安定價值計算制度は日本の現状から見て最も近い先行例となつてゐます。安定價值計算制度は貨幣價值の實數を計算の考慮において、同一購買力を持つ貨幣量の交授としての決済を内容とします。それ自體の構想においては公平を建前に通貨の安定を期するのでありますが、そのあり方にはインフレ是認の非難は免れがたく、また制度實施上の複雑性なども看過しがたいのであります。しかし乍ら本制度の持つ効果には僅少なざるものがありますことを知つて頂きたいと思ひます。通貨に對する措置は微妙であります。獨逸の場合やハンガリーの場合において効果がよく出なかつたことについては、この制度進用上の時期如何を吟味する必要があると思ひます。時期おくれとなつたならば折角の投藥も効能が減退いたします。通貨に對する信頼感を失はしめないように安

定園への構想や施策については種々の方向から適切な誘導を緊急対策として練る必要があります

(四) 結 び

非常な困難に遭遇してこれを如何にして超えるかに苦悩します場合、人々はともすれば溺れるものは藁をもつかむという古諺のような方をします。そうした場合に政治や経済の危機克服についての考慮を徹底的にしたいものであります。如何に政治や経済が復興したとしてもそれが外面的のものでありましたらば永続的の基礎を持つたものということは出来ません。国民の心が民主化の本義に徹して心の新生が基礎となることを祈つてやみません。聖書においては祈りと断食ということが厳肅に書かれてあります。佛教においては篤く三寶を敬うという境地において教へてあります。世界におけるウエルス氏の評論家としての地位は高いものであります。そのデモクラシーを論じている中に、日本人にかけられている期待の大きいことを知ります。われわれはただ簡単に看板だけを塗るかえた程度にとどまれば申譯ないことです。われわれの努力によつて生活様式において民主主義ということを體得しなくてはなりません。そうして日本はその存在を世界の國々から尊敬されるようになりたいものであります。政府の政治力が弱ければ弱い程眞摯に民主化の實踐に努力を必要とするであります。縮小再生産に悩めば悩む程更に一段と民主的な努力によつてこれが回復を必要とするであります。われわれは經濟の復興を語り、あるいは秩序の建設を論ずる時にはその前に先ず何よりもわれわれの心のあり方を決定しておくべきを忘却しないように、強く省みたいものであります。

有名なる天文學者ハーシエルが若い頃その友人に語つた言葉のように、人々は死ぬ時までには生れた時よりも少しなりとも世の中を善くすることに精進したいものであります。人々が地球を愛した記念塔をそれぞれの立場で築き上げたいものであります。いずれの時代でも困難のない時代というものはないといえるでしょうが、現時はまことに困難が澤山あります。しかし乍ら如何に困難が横たわつていても建設へ復興へと進む人々の足並みが揃つていますならば悲哀は悲哀でありまして

も、失望に終るものでなく、必ず希望が持てるものであり、彼岸の光明に達することが出来るであります。熱誠を捧げて結びと致します。(筆者 關西經濟連合會調査部、經濟學博士)

◎廣島支部の近況

1. 講演會

中國路に秋深まる十二月二日、協會支部は學會中國支部と共同主催で竹腰會長、尾崎常務、學會會長岸田日出刀博士、同副會長坂靜雄博士の四氏を招き、廣島市上流川町廣島女學院講堂で復興建築の講演會を開き満員の盛況であつた。

敗戦の楔機となつたヒロシマの地に於て、かかる堂々たる顔ぶれによる講演會は近來にないことであり、地方文化の向上に資すること大きなものがあつた。

詳細は次號に記する豫定である。

2. 文庫創設計畫進む

昨今の建築關係の書籍の枯渴と高價なのに鑑み支部は該方面の文庫を創設することとなつた。差當つて會員から用済の蔵書(内外誌、刊行の新舊を問はず)を譲り受けつつある。御賛同を御願ひする次第である。

會員章分頒料金改正

從來壹個拾五圓の所一月から壹個實費貳拾圓に改正いたします。

送料は別に實費頂きます。

選ばれたる都市

山 中 俠

広島は「抹殺」された、とアメリカは世界にこのニュースを打電したらしい。

人口三十一萬、戸數にして七萬五千の中都市が原子爆弾の一閃によつて瞬間に破壊せられ、燃え上り、一舉にその戸數の九割二分を消失したのである。人命の損失には正確な數字がない——人類史上おそらく人力によつて加へられた未曾有の惨害であつた。

放射能のためにヒロシマは「七十五年間は不毛の土地である」と稱せられた死の廢墟となつた。當時の惨狀は日を追つて實相が判明することになんかの耳目を聳動した。

しかし敗戦といふ歴史的な轉換、同じく灰燼に歸した多數の大中小都市、改革せらるべき國內の諸問題、世相の混亂、再建——國民はこの驚異的な人類の存亡への警告をしばし時流に抗して反省する暇もないやうに見える。

幸ひにして放射能は早急に消滅したらしい。少くとも人間の生存に害にないと發表せられた。死の廢墟に残存した人々は再びこの土地に都市としてのヒロシマを求めてゐる。

冷厳な敗戦の現實は破壊された多くの都會の人々をほとんど灰燼のなかに放置した。ヒロシマの市民もまた廢墟のなかに放置せられた。しかし昔からある中國中樞としての都市機能はなかなか消滅するものではない。

寮舎、闇市、飲食店、映画館、簡易住宅群、店舗、事務所建築、銀行、官公廳、……とヒロシマは他の戦災都市と同一の経過をたどつて敗戦後二周年の復興率は26%、全國平均の中位であつた。

ただ特異な現象として、建物とともに多數の生命を失つたこの都市は、原子爆弾落下地點を中心に圓を描いて、先づその周邊より復興しはじめ、産業奨励館の印象的な煉瓦造の廢墟に惨禍を表象してゐる中心部は一面當時の残骸を雜草に埋めたまま、ながく鬼哭愁々の妖氣をただよはせてゐる。

ヒロシマは再興しつつある。

實際、原子爆弾の出現が餘りに突然であつたために、その偉力がいままでの兵器に較べて全く飛

躍的であつたために、要するにその使用効果が非常に劇的であつたために、広島は字義通り「抹殺」せられ、再興不能の土地と化したと考へられたらしい。

しかし破壊過程は異常であつたけれども、放射能が消滅してゐる今日、復興の物的條件は他の戦災都市とほとんど同一であるといつてよい。

木の香だけは新しい、粗末な、矮小な建築物が雜然と、無秩序に、先きを爭ひ、不燃性物の残骸を押し分け、カビのやうに饅土の上を蔽つてゆく。

來朝者はこの實情をみて、或ひはなにか期待を裏切られた感じとともにひとまづ一息をつくのである。

× ×

原爆二周年紀念日にマッカーサー元帥は特にメッセージを寄せて「廣島の教訓」を語つてゐる——あの運命の日の諸々の苦惱はすべての民族のすべての人々に對する警告として役立つ。それは戦争の破壊性を助長するために自然力を使用することはますます進歩してついに人類を絶滅し現代世界の物質的構造物を破壊するような手段が手近に得られるまで發達するであらうといふ警告である……。

世界の人々は現代戦争の、というよりはむしろ來るべき戦争の惨害を身をもつて體驗したヒロシマ市民こそこの教訓の偉大な殉教者であり、したがつてまた世界のあらゆる人々のなかで最も強く平和を要望する選ばれたる市民であるといふ期待をかけてゐる——光榮ある期待である。

同時にヒロシマといふ名前もまたある意味で光榮ある名前となつた。

この選ばれたる都市は名もない広島から一躍世界のヒロシマに浮び上つたのである。

× ×

敗戦後日本の國家再建の理念はある程度改變した。改變することを餘儀なくせしめられたといつてもよい。それは社會史上二千年にわたつて裏切りつづけられた高い理想を目途としてゐる。この理想の達成はおそらく無限に生成發展する民族の要求は究極に物力によつてのみ解決し得るといふ在來の觀念と烈しく對立せざるを得ない。

平和は今まで武力に對しては常に無力な祈りに過ぎなかつた。精神の範圍内では極めて強固な觀

念であるものを世界の機構はたえず實際の力によつてそれを裏切つてきた。そして今日もなほ依然として現實の平和は宗教ではない、政治であるかのやうに見える。

廣島の教訓は來るべき戦争の不幸を、といふよりも、來るべき戦争の脅威を不斷に想像する現代の不幸を除き去るために重要な役割りをはたしつゝある。

平和國家の理念が日本の理想を裏づけるとともに、これがヒロシマ再興の象徴的意義となつて、平和のメツカ——といふ言葉が新しくヒロシマのために生れた。

常に自然發生的であつた在來の都市に對立して選ばれたる人々はヒロシマ都市再建の命題として全へ新しい人意を求められてゐるのである。

いはばヒロシマが祈りの上に立つことを、象徴を基磐とすることを求められてゐるのである。

× ×

敗戦を契起とする破壊から建設への一大轉換に際して、放心と虚脱と呼ばれた混沌のなかからいち早く盛り上つてきた都市計畫の呼び聲には目覺しいものがあつた。都市計畫といふ言葉そのものが敗戦日本の將來になにかいままでにない新しい幸福を約束する命題そのものであるかのやうな錯覺をととなつて唱導されはじめた。あらゆる部門で都市に關聯あるすべての人々が一せいに立つてそれぞれの立場からこの命題を論じはじめたのである。

論議によつて計畫が立案せられ、提示せられ、改變せられ、また立案せられては改變せられ論議せられて、その間に少しづつ具體案が紙上に浮び上つていつた。

しかし都市本來の生育過程である自然發生の事實は、この經驗のない常識と、希望的觀測と、理想と、利害觀念とから成りたつてゐる甲論乙駁の計畫を、相當程度にまで壓倒し去つてゐるかのやうに見える。

在來の廣島の土地に新しいヒロシマが戦後改變せられた人文と地文的條件に多少適應するところはあつてもほとんど大勢には在來の廣島にならつて建設されてゆくのである。

すべて性急なわれわれにとつて選ばれたる都市の新しき計畫はいまだほとんど停滯して進まない

。事實この土地には眞の意味で都市計畫的ななものもまだ現れてはゐない。

× ×

七つの河は清く澄んでゐる。潮の干満は絶えざる變化をくり返す。三方をかこむなだらかな緑の山谷のたたずまひ、内海に遠く近くうかぶ島々。氣候は溫和である。都市の立地條件は少くとも平凡ではない。そして選ばれたる都市と市民。世界が注目しつゝある土地……。

敗戦後すでに二年が經過した。貴重な二年である。この二年といふ時日は選ばれたるものが全く白紙の状態からこの都市の制約と條件と目的にたち向つてなんらかの注目すべき結晶を導き出すのおそらく充分な時日であつた。

しかしまた一方敗戦後まだ二年を經過したにすぎない。自然發生的一時的の建造物はつくられても、眞の都市の姿を豫想させるなものもまだ現れてはゐない。

性急である必要はないのである。しかし始めなければならぬ。

× ×

いまヒロシマに住んでゐるものにとつておそらく原子爆彈といふ言葉の意味するものを一日として想ひ出さない日はないであらう。われわれは毎日のやうにその偉力と、その偉力が一つの都市にまき起すおそろべき悲慘について考へてゐる。

しかし都市は生きてゐる。

加速度的に轉變する世界狀勢のさ中にあつて一つの都市の變貌にすらおどろくべき多くの改變がある。今日の要求はまた新しい要求を明日に加へて土地が賣られ、人が去り、建物が造られ破壊されまた建てられつゝ、絶えざる變轉をつづけてゆくの生きてゐる都市の生態である。

やがてはこの平和な都市が、溫和な風土のなかに豊かな緑につつまれてある日がくることであらう。

この都市に住むものにとつても原子爆彈の想ひ出を忘れる一日が訪れてくるにちがひない。

そのときそひ立つた當時の建設の日の記念として、あの運命の日の記憶を新たに想ひ起すために一つのささやかなメモリアムがほしい。

不幸にして今後人類がなほ幾つかの原子爆彈を必要として、ヒロシマと同じ慘劇が各地にくり返されることはあつても、最初の廣島の嚴肅な教訓は永遠に人類の記憶のなかに止めておくべきものであらうと思ふから。(1947. 11. 16)

(執筆者紹介 山中俠氏 廣島逓信局警備課長)

大阪市の區劃整理と住宅問題

大阪市 建築局長

井 上 新 二

被戦災の各都市がそれぞれ復興を営々としてやっておりますが、現在どのくらい復興しておるが先月新聞に出まして、そのパーセンテージが擧つております。それで見ますと罹災前の大體一割二三分というところが普通であります。ところが大阪は一割にも満たない、六大都市中一番低位であります。最も成績の悪い都市になっております。この成績には關係方面でも大分氣を悪くして、もう少し頑張つて成績を擧げねばならないと思つていますが、なかなか計畫通りに住宅が建ちません。ご覧の通り大體大阪の中心部即ち船場、島の内といつた處は、大通りで商賣の利く様なところは、一と通り貧弱ながら建つておりますが、一步横筋へ這入りますと、茫々たる一面の草つ原であります。どうして家が建たないだろうか、これは大阪という土地の事情によるものと思います。それは實際に建てる力がないから建たぬのではなくして地元としては充分自力でもつて復興する力を持つております。ただ問題は現在の經濟界の見透しがつかないということが大きな原因だろうと思ひます。従ひまして、自分の持つておる土地を、他人に賣ることも嫌だし、また貸すことも嫌だ、とにかく建てるなら自分が建てるのだ、だが同じ建てるなら十五年乃至二十年ぐらい使える建物を建てたい、バラック式の一時間に合せのものは建てたくないという心持があるからだと思ひます。それでなかなか建たぬのであります。凡らく經濟界の見透しが一應つきましたならば、その時はドンデン建つて、他の都市よりも一番よい成績を擧げるだろうと思ひます。なまじ中途半端な二三年ぐらいを何とか住んで行こうというような、ほんとのバラック式という様なものは寧ろ建たない方が好いと思ひます。今後區劃整理をやる場合に非常にそれが禍いをします。現在大阪が他の主要都市に較べまして成績が悪いというのは、そんな意味合ひで寧ろ望ましいことに思つて居ります。

そこで大阪は一體どのくらい家がなくなつてお

るのか、罹災前の大阪の全人口は三百三十萬ありました。建物は約六十四萬戸あつた譯であります。それが空襲によつて焼かれ、また強制疎開によつて消滅した建物が合計三十四萬四千戸であります。大體半分の建物はなくなつてしまつた譯であります。そうして終戦後現在までに建てておりますところの建物の數は二萬八千戸であります。現在人口も大體百五十萬ぐらひになつています。焼失前の約半分足らずであります。東京は七百萬からの人口があつたのが、現在五百萬ぐらひになつております。戦前の半分以上東京へ人が集まつて來ております。現在大阪は三百三十萬の半分に足りません。しかし前のように三百三十萬なり四百萬の人が大阪に集まるといふことは、都市計畫上面白くない現象でありまして、非常に密住の都市になるわけでありまして、大阪としては二百萬ぐらひを目標として、それ以上人口をふやさないようにしたいと思ひます。

次に大阪市ではどれくらい家を建てようとしてゐるのかといひますと、本年度計畫といたしましては、賃貸住宅つまり貸家です。それを二千三百戸建てることにしております。それから工場の寄宿舎とか、鐵筋コンクリートの焼ビルとかを改修してアパートにするという改裝住宅が五百戸、それに鐵筋コンクリートのアパートを七百戸合計三千五百戸ということになつています。これを何とかして今年度中に建てなければならぬということになつておりまして、目下その建設に向つて邁進しておるわけでありまして、只鐵筋は資材の關係で難しいと思ひます。今迄はいろいろな問題がありまして捗々しく行かなかつたのでありますが、これから少し能率があがるだろうと思つております。先日復興院の總裁のお話では、全國で大體二十三年度には三十五萬、二十四年度には三十七萬五千、二十五年度には四十萬、二十六年度には四十二萬、二十七年には四十五萬、即ち來年度から五年間に約二百萬戸を目標として建てるという計

畫を考へておるようであります。さらにそれから十年間に四百六十萬戸を建てることにする、即ち來年から十五ヶ年間に總計六百六十萬戸を建てたいという計畫を復興院で考へているようであります。もちろんそれだけ建てば一應住宅問題は解消します。ただそれだけの數が、果して豫完通り年々建てられるかどうか、よほど馬力をかけてやりませんと難かしいと思います。既に全國で約三百萬戸の家がなくなつてゐる、ところが人口は増えて行きます。この人口の増加による必要な住宅の數と、腐朽により消滅して行く家の數だけでも、二十萬戸は年々ふやして行かなければバランスがとれない、だからそれを考へますと、十五年間に六百六十萬戸ぐらい建てなければ、住宅問題は解消せぬという現状になります。實際そういう數字に對しまして、大阪で本年度三千五百戸などというものは、まるで燒石に水で、斯ういふような状態では問題にならない。いつまで経つても住宅問題は解決しない、出来るだけもつと多く建てる方策を考へなければいかぬと思います。

ところがよく言われることですが、大阪は果して復興出来るか、關東震災後東京と横濱が復興したのは漸く最近で、約二十年ぐらいたつております。あの時は東京と横濱以外の都市は何ら被害はなかつたので、他の都市は寧ろ復興の應援をした應援をしたので早く立直つたということになりますが、それでも二十年からかかつています。ところが現在ではそれぞれの都市が皆震災を蒙つており、自力でもつてそれぞれの都市が復興して行かなければならぬので、この復興には相當年限がかかるという想像ができるのであります。ところでこれから本當に前のような大阪に一體なるのかどうか、まあいい加減なことになるのではないかと心配する人もあるのですが、今迄の例を見ても立派に復興しています。從來大阪としては随分大火に見舞われております。大正、昭和になりましてからは、大きな火災に逢つたことはありませんが明治の終り頃までの約二百五十年間に、三十一回も大火に見舞われております。二十一回が明治迄で明治になつてから約十回大火に見舞われております。火災によりまして殆ど市の大半を焼いてしまつたというようなことが屢々ありましたが、その度毎に却つて前よりもいい建物を造りドンドン

復興したのであります。殊に有名な妙智燒は大阪全市を殆ど丸燒にしています、それは享保九年の三月二十一日のお午ごろ堀江の一角から失火しまして、折雨の南風に煽られて北へ北へと延び、そして曾根崎邊りまで燃えて來た時分に風が變りまして西風になりまして東へ東へと燃え、またそれが天満橋近くまで行きました時また風が變りまして北風になつて、南へ南へと延焼し、さらに東風に變つて西へ西へと燃えて行つて、殆ど大阪の全市がすつかり燒けてしまつたのであります。一晝夜かかつたこの火事は、今の西區の韮の一部を残しまして、殆ど燒野原にした譯であります。これは堀江の妙智というお婆さんが炬燵をひつくり返して火事を出したので、俗に妙智燒といひます。大阪全市殆ど丸燒になつた、そういうような火事に遭つても、大阪の人は大阪を抛棄せずして、營々として復興に當つたのであります。現在震災で相當に燒けてはおりますが、當時としては凡らく現在よりも慘憺たる感じが一層ひどかつたろうと思います。それに對しましても復興を相當頑張つてやつた、それくらいに大阪というところは復興意欲と言ひますか、頑張りが相當強く、荒廢した大阪を棄てずして、いくら火災に遭つても、ドンドン家を建てて行くという氣魄は大阪にあるのであります。そんな土地柄ですから今度の場合でも、復興することに間違ひはないのであります。只ある程度の見透しが問題で、それさへつければ他の都市より却つて早く行くのではないかといふように考へております。

現在住宅がどうも建ち難い、これにはいろいろな隘路があります。大都市というものは大阪に限らず六大都市は、殆ど街の八十パーセント乃至八十五パーセントというものは借家であります。従いましてこの借家がドンドン出来ない限りは、なかなか復興は難かしい。ところがこの頃のように建設費が相當に掛るというような場合には、たとへ建てても大變な家賃を取らなければならぬ。従つて建ててもそこに這入り手がない、そういうことも確かに原因いたしておりますが、大體資材、資金、用地の三點が大きな隘路になつています。資材の窮屈なことは常識になつていて、申上げるまでもありません、殊に相變らず疊とか硝子とかは非常に窮屈であります。この資材難に對應して

臨時建築制限令というものが出ていますが、これが住宅建設にも相當ブレーキを掛けておると思うのであります。初めの考では、資材が非常に窮屈な時であるので、料理屋とか映畫館、劇場というような不急なものは建てずに、住宅の方へ資材を廻すということが考えられたのでありますが、元々窮屈な資材でありまして、それが多少廻つたにしましても、なかなか捗々しく目立つほど住宅が建たない。また制限令が坪數を十五坪に制限していることが、却つて住宅建設の隘路になつてゐるという妙な結果になつてゐます。ですから現在の制限令を幾分緩和して、割當資材以外に手得材をある程度認め、坪數制限を撤廢すれば隘路は相當打開出来ると思います。家を建てようという人には十五坪では不満がある。家族數に合せて多少の大きさまでは認められるといたしましても、どうしてもそれだけでは物にならない、中途半端なものになつております。坪數制限を撤廢したとて現在大した弊害はないと思います。この頃のことでありますから贅澤なもの、大きなものを建てれば税金をウンと取られます。だから必要最小限度の家しか建てないから、坪數の方は大して心配はないのではないか、三十坪の資材を以て二戸の一般住宅を建てるといふような勘定になるのだが、なかなか實狀はそうはいかない、兎に角この坪數制限というものは非常にブレーキを掛けてゐるよう

に感じさせられます。

次に資金という問題であります。住宅復興のために、いろいろの會社が協力しようということになりましても、なかなか資金が思ひしく廻らない。それに對しては復興金融金庫というものがありまして、それが建設費の一部を金融してくれるというのでありますが、何分復興金融金庫では、復興に關する一切の金融をやるわけで、まず重要生産工場等に重點を置いてゐます。住宅建設に對する金融の順位が低くなつてゐるため、限られた金の中ではなかなかお鉢が廻らぬ。結局現状においては、復興金融金庫というものから絶対に金融を受けられないというのが實情であります。どうしても別に金融機關を設ける必要があります。例へば住宅復興金融金庫とでもいふ様なものを持つ必要があります。それには住宅問題に對する輿論を起し、住宅問題の緊急性を認識させねばなりま

せん。一部の人はやかましく言つておりますが、食糧問題のように全國的に大きな輿論にならない。食糧問題となると日々のことで痛切に應えるため聲が大きくなりますが、住宅問題は同じ重要性を持ちながらピンと來ないのです。住宅問題は食糧が一應落付けば、きつとやかましくなつて來ると思いますが、今では食糧がなかなかそこまで緩和されておられませんので、一般の關心は食糧に集中されてゐます。一日も早く輿論を喚起して、住宅政策の促進を計らねばなりません。兎に角現状においては住宅問題に對して、政府、民間共何れも認識不足で關心を大して持つてゐないのには困つたものです。

第三に用地の問題であります。これは現在では資材、資金の問題以上に難しくなりました。現在建設が捗々しく行かぬことは、用地が割合に手に入り難いという大きな原因があります。市有地を極度に利用してしまつた今日、どうしても民間地を狙わねばなりません。而も相當な團地を得なければ、後で經營上困ります。これがなかなか得られないのです。終戦直後には、もうこんな街に住むのは嫌だから、幾らでもいいから金に換えようと言つてたものが、終戦後二年餘りになりまして、大分慾がついて來たといふのか、この頃話をしますとなかなか折合はない、相當な値段を吹掛ける、借地するにしましても相當な地代を要求する、それでは結局賃貸住宅として成立しないことになります。僅か大阪で三千五百戸を建てるといふのに、今漸く五六百戸しか建てておりません。今日遅れておるといふのは、一つは敷地難であつたのであります。敷地を物色しますが、なかなか思うように手に入らない、實際用地難には困りまして、何とか方法を講ぜなければならぬと考えてゐます。これは全國的な問題でありますので、復興院でもいろいろ研究してゐるようです。極く最近に至りまして、漸くこの敷地問題を打開するような曙光が見えて來たようであります、と言ひますのは、現在公園豫定地というものがあるが都市計畫で指定されてゐます、公園というもの、周圍に相當家があつてこそ公園の効用をなすのであります、現在のように周圍に家が建つてゐない状態では、公園豫定地の一部を利用して、簡易な住宅を建てるのです。これによつて相當の敷地を得られ

ます。そういうように最近話し合いがつかしました。そして差詰め三年ぐらいの間の住宅建設地としては一應見透しがつかしました。用地の問題に關聯して、今一つ家が建たないという大きな原因があります。それは區劃整理であります。區劃整理の見透しがつかぬとなりますと、住宅建設はまた捗々しく行かないのであります。今自分が家を建てても、果してその敷地が自分の物になるのかどうかという不安な氣持があります。建ててすぐに動かさなくてはならぬということでは困りますので、自分の敷地というものをハツキリ區劃整理によつて知りたい。まずそれまでは様子を見ていようと日和見的になるのです、これがまた家の建たない原因の一つになつております。

區劃整理事業は何年ぐらいで完成するか、ここで大阪の戰災地の區劃整理について説明しましょう。大阪市の戰災地の區劃整理は、實は二十一年度から始めております。大體市の全域が五千六百萬坪、そのうち戰災を受けました地積が千七百萬坪になります。この戰災地に對して特別都市計畫法に依る區劃整理をやるわけでありまして、大阪の戰災地千七百萬坪と言ひますと、大體全國の戰災地の約一割に當ります。この區劃整理は、何分老大地積でありますのでこれを六地區に分けて、それぞれの地區に土地區劃整理委員會を設けました。そしてその委員會の下に、各行政區毎に部會を設けました。これら委員會、部會は事業施行者である市長の諮問機關になるのです。最初この事業を五年間でやつてしまう豫定だったのでありますが、このごろの政府の財政の都合上三年間延びまして、八年間に完成させることになつております。つまり二十一年度より二十八年度まで事業は繼續されることになるのです。現在では戰災地殆ど全部の區劃整理の設計は出來ております。ただ臨港地區の此花、港區、大正區というような方面はまだ設計が出來ておりません。これは港灣計畫と關聯がありますので遅れています。大阪における區劃整理事業はいわゆる都市計畫の夢にならぬ様に一應の理想は持つておりますが、あくまで現實的で、何もかも不如意な現状を充分認識して、實施可能なものにしたいと計畫しています。従つて部分的に見て不徹底な嫌いがある所も出來ると思いますが、現状已むを得ないことと思

います。例えば相當な道路を構築したいと考えましても場合により在來の道路を生かすこととなります。全く新しく道路を造るとなると、相當な費用になり、水道、下水管その他地下埋沒物を全部移設改修しなければならない、とてもそれだけの費用には堪えられないという場合も起ると思います。大阪の區劃整理事業は大體總額二十四億かかります。これに對して八割の國庫補助があるわけで、殆ど政府の費用でこの區劃整理をやるわけでありまして。こんな大きな事業はなかなか計畫通りには行かぬもので、とかく遅れ勝ちになるものです。八年計畫が十年、十五年に延びるかも知れません。ところが事業が長引けば、各土地所有者の新しく交附される所有地の位置、地積が決りません。即ち自分の土地が何處で何坪になるか判らぬということになりますから、従つて家が建てられない。復興が遅れることとなります。これは大問題です。それで假換地だけはだいたひ圖面の上で出來ますので、ここ二三年の間にしたいと急いでいます。假換地と本換地とは大して差がありませんから、これで安心して家が建てられる譯です。

ご参考までに申上げて置きますが、公園として取るのはどのくらいか、全體の千七百萬坪の約一割の百七十五萬坪、これが公園になることになつております。そのうち都市計畫として決定されました公園が百二十萬坪あります。區劃整理のところどころにあります小さい公園が大體五十五萬坪ばかり出來るわけでありまして。ところがこれも財政の都合上一割の公園は今のところ取らんでも宜しい、五パーセントだけ公園を取る、あとの五パーセントは必要に應じて買収して行こうというような心細い計畫になつて來ております。

次に區劃整理による減歩率、即ち各自の土地がどれくらい減るだろうか、位置はなるべく整理前の條件を尊重して行きたいと思ひます。廣い道路に面していたところは、廣い道路に面させるよふという方針でやります。どれくらい坪數が減るものだろうかと言ひますと、大體三割ぐらい減ります。道路にしたり公園にしたりして減るのが三割、つまり百坪持つてゐるものは七十坪になります。ところが臨港地區では地上げという問題がありまして、大正區、港區という方面では高潮によ

る災害を防ぐ意味から、これを地上げして置きたいという意見があつて、これが可否を研究しています。地上げする方が好いことは勿論なんです。その方法、費用が問題になるのです。地上げするとすれば、區劃整理事業と一緒にやることになります。その時の臨港地區の減歩率は四割五分となり、百坪の地所は五十五坪になります。以上の減歩率は普通の區劃整理より高率になつていますが、戦災地の區劃整理では一割五分までは地元の負擔、即ち百坪が八十五坪になるのは地元の負擔ですが、それを越して三割となると、その差一割五分は都市計畫の負擔として、金で精算してそれぞれ地主に交付することになつています。

大體以上申上げましたが、大阪の區劃整理のやり方であります。二十四億の事業をやりますのに、殊に八割方政府の補助金でやるということになつておりますが、相當政府の財政の窮屈の折柄非常にやり難い、事業が延び勝ちであります。そこで何處から手をつけるかと目下考案中であります。船場、島の内というような所は、道路のつけ方とかブロック割が、幾分狭かつたり不自由さはありましても、一應出来ていますからあと廻しにしまして、なるべく在來焼ける前に、非常に道路が複雑についておつて、しかもブロック割が整然としていなかつというところから手を着けて行きたいと思つています。そうなりますと外周部は從來普通の區劃整理をやつた處が多いので、中心部と外周部の中間から手をつけることになり、段々中心部に向つて行くことになります。

大體以上の様な方針で區劃整理事業の完成に邁進したいと考えております。(完)

質 疑

問 道路の幅はどのくらいになりますか。

答 都市計畫で道路網が決つております、區劃整理をやる場合は補助道路になる譯でありますから大體六米以上二十五米ぐらいであります。まあ一番たくさん出来るのは八米乃至十二米のところでしょう。

問 建築制限令は何時解けるのでしょうか。

答 これは復興院で決めるので、今申上げましたのは、ただ僕ちの方の希望を申上げたのです。

手持資材利用の問題は、最近復興院より各府縣廳へ通牒が出たと聞いています。それで現在或る程度緩和されたようです。また坪数の制限緩和の問題は、まだまだ先の問題であります。

問 臨港地帯はどうして多いでせうか。

答 相當に事業費が掛るからです。しかし事業費全部を地主に負擔させているわけではなく、全工事費の五分の一ぐらいしか地主に負擔させてはもらないのであります。(終)

三 和 産 業 株 式 會 社

大阪市南區八幡町十七番地 電話南 3004番
97番

製作會社 三和金網工業株式會社

堺市北清水町一丁目十一番地

電話堺 3919番

製作會社 三和鐵網株式會社

大阪市東淀川區西町五八〇番地

電話豊崎980番・946番

營業品目

真鍮金網、銅金網、亜鉛引金網、鐵線金網、
龜甲金網、燒青銅金網、ブロンズ金網、綾織
金網、クリップ金網、棚用菱型金網、丸型・
菱型ワイヤーラス、メタルラス、河川護岸用
(蛇籠)、家庭用金網

會 勢 幹 事 會 催 豫 告

舊冬竣功せる道頓堀中座は元旦から華々しく柿落開演中である、大阪幹事會では二月中旬頃建物見學及觀劇會を開催する豫定である日時等決定次第通知を發する。

ホテル・ナニワ見學記

參加會員記

9月30日の通知が、もう一つの催の金岡進駐軍兵舎見學會の都合で、間際に29日に繰り上げ變更されたため知らせが間に合つかどうか案じられたが何しろ近頃ない豪華工事の見學とて定刻前から、ぼつぼつ見なれた顔、新しい顔が、そろつて總勢80數名。

一雨降りそうな空模様を案じながら、見學に先んじて、建物を前に新装こらした自動車廻しの前庭で、大阪府渉外課長尾工事係長から「ホテル」工事由來の説明があつた。

貿易再開を期日として、新生日本が世界に送る品々の「パイヤー」を南都大阪に迎へるべく、東京名古屋京都の三使節團「ホテル」と共に、新しく日本貿易事業の第一番の施設として、政府によつて、計畫された。

總工費1億に近い巨費を以て、工事は復興院、大阪府に託された。戦前舊大阪市立産院として全國に誇つた建物が、新日本貿易の先づの根據として誕生したものである。

復興院から工事發註があつてから2ヶ月、内外の材料と總計5萬6千名の職工の手によつて、ここに出来上つたのお話があつたが2ヶ月でこれだけの設計と施工をやつたの事にはその迅速で而かも行届いて居る事に一驚を喫した。

續いて工事の設計監理に當られた、日本建設産業建設部の阪永技師から設計と工事について建物の新舊平面圖を前に、細かく説明があつた。

大體の建物の概要を得てから、數名づゝ係の方の先導で玄関からはいつて行く。

白い制服の「ドアーマンが」扉をあけて呉れる。

近代式の玄関の「トラバーチン」、赤い大理石の「ロウンヂ」の柱、風雅な天井燈が新しい家具じゆうたん、に映えて、もうどことなしに異國のお客人によろこばれそう、朱塗の日本式の柱も親切な設計である。

案内所「スーベニア、レゾップ」を見て、「ホテル」として最大の設備、料理場を見る。最新式の設備を誇つて、衛生的、能率的、どうしても、おいしい御料理が出来そうだ。「エレベーター」で四階へ昇つて寢室を見る。

全部單式で55部屋、各室「シャワー」があり、浴室は共用で各階に二個づゝ、さつぱりした部屋でまどらかな夢を結ぶ事だろう。

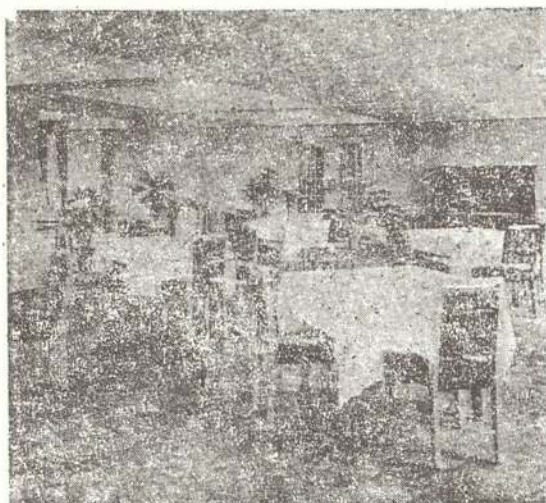
屋上より附近の焼あとをへだてて大阪驛高架を走る電車の行き交ひはげしく、商都のにぎはひが眼に見へる。

近代的な食堂、はなやかな中に雅味のある酒場を覗いて「カウンター」を越してならぶ洋酒の瓶に左黨は喉を鳴らした事だろう。

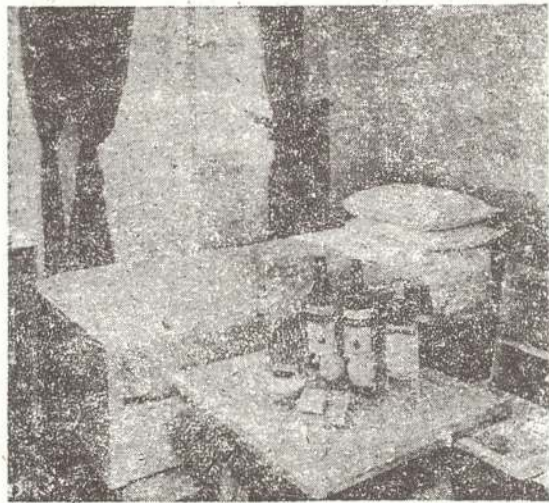
所々で熱心な人が大理石、敷物、仕上から機械などの事について色々係員に質問をして居るのを見る、戦争後未だかつて、こんな材料と施設の建物が出来た事が無いので値段などの見當がつかなくつた事だらうと思ふ。

地下室の機械室を見て、職員食堂で施工者、安藤組の御好意による茶菓にはつとして隨意解散した。

裏口に出れば、まだ整理中の焼あとに、ぼつぼつ建てられている「ベラック」を見て、數十分間の見學が夢の様にまぶたにのこる。

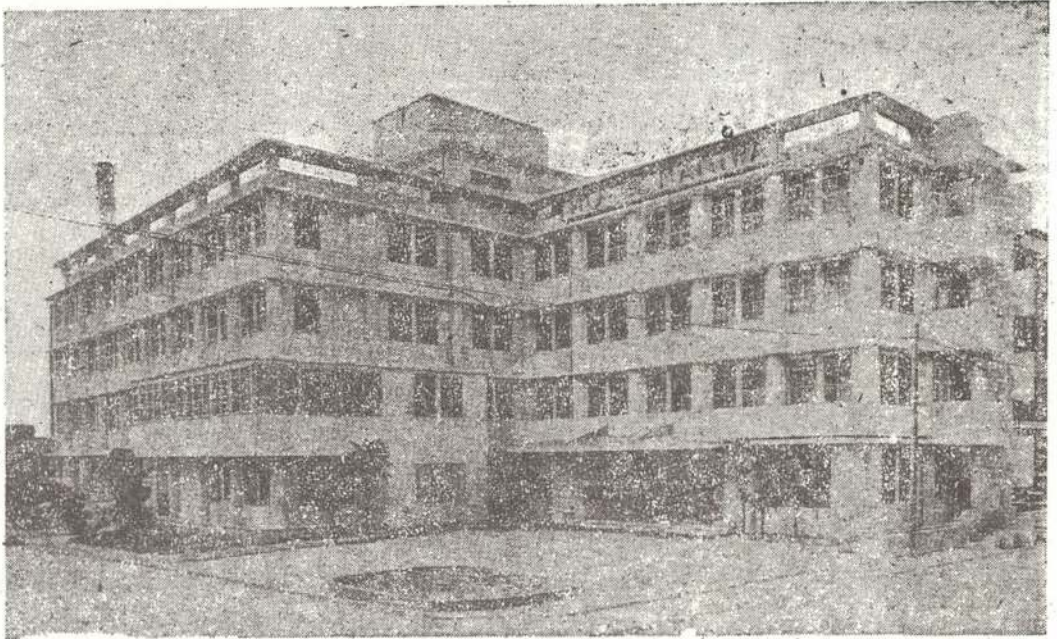


食 堂

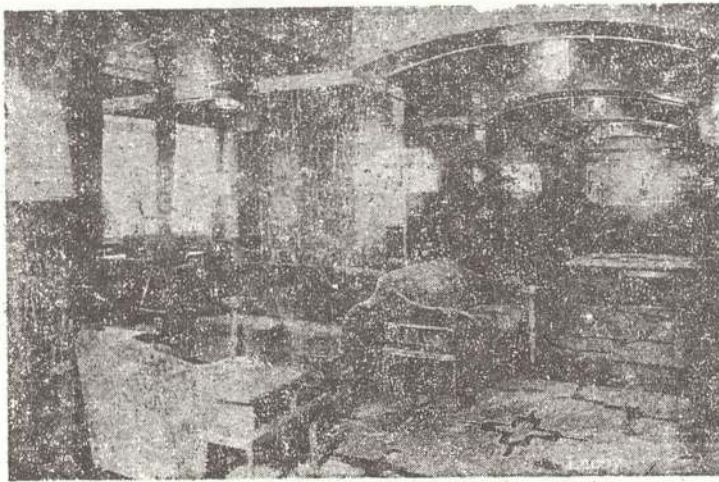


寢 室

ナニワホテル
・
大阪



外觀全景



ロビー

工事管理者 戦災復興院、大阪府渉外課工事係
設計監督者 日本建設産業株式会社建築部
工事請負者 安藤組
設備工事 電気 近畿電気株式会社
電話 日本電話設備株式会社
暖房 大和工業株式会社
換気 三機工業株式会社
給排水衛生 西原衛生工業株式会社
厨房 三機工業株式会社

位置 大阪市北区扇町75番地
(舊大阪市立扇町産院)
起工 昭和22年6月22日
竣工 " 8月25日
階段 本館・地下1階 地上5階
別館・地下1階 地上1階
面積 本館建坪 797.20平方米
延坪 3748.20平方米
別館建坪 154.70平方米
延坪 335.40平方米

構造 鉄筋コンクリート造

設備

電気・電燈・電熱・電力・電気信號・
時計・電話(手動式3座)・暖房
(真空高圧ボイラー3臺)・換気(浴
室、便所、理髮室、汽罐室)・衛生
・給排水・厨房(電気式、瓦斯式、
電気冷蔵庫)・エレベーター・消火
設備メイルミニュート・ダムウエター
・灰出装置・其他

建築施工技術の振興を計れ (3)

渡 部 圭 吾

5. 建築施工技術研究の對象

建築物はこれを構成する悉くの材料資材に作業力が加へられて、始めて出来上るものである。作業力は作業者が器具機械を使用し、之れに勞働力又は動力を加へることによつて成立つものである。尙材料資材は獨り手に集るものでなく、人が買付け、運搬して始めて一定の場所に保管されるのである。又作業力も管理組織とその組織中の人々による管理の力によりて働き出すものである。今日一建築物を建設するに當りては、一工事場外よりも指圖され又監督もせられるのである。即ち施主及その代理人たる設計監督者、該工事施工者たる本社又は本店、關係官公廳、各組合（同業者及勞務、材料等）、其他工事のために影響を受ける地方人又は地方團體等である。

更に建築施工技術研究の對象なる主たる項目を摘記すれば次の通りである。

1. 材料資材
2. 作業力
 - A. 器具機械設備
 - B. 勞働力と動力
3. 經營管理力
 - A. 人事關係
 - B. 經濟關係

4. 法律、規則、契約に對する權利義務等

これまで吾國に於ける施工技術の研究が、以上の對象に對して何の程度に進んでゐるかを通觀しよう。

建築材料に關しては、これまで比較的に研究せられてゐる方面である。戦前既に建築材料試験所が開設せられた點でも解る。然し、米國のそれに比すれば、その規模と成績の何れもが遙かに劣つてゐる。吾國の建築材料の向上に關する欠陥は、規格化と標準化せられたものが少ない點であらう

と思ふ。勿論規格化には確定した試験方法や檢定方法をも決めてをかねばならぬ。今日の防水剤の如きその種類數十種に餘るがその何れを採用するか判定に苦しむことが多い。多くは採用する人の技術的知識による外、方法がない場合が多い。標準化には、始めに單純化を必要とする、今日の部材又は部品の種類が餘りにも多きに過る。例へば住宅の基本となる畳の寸法などが關西、關東、並に中部地方等々異なることなどは、早急に解決せねばならぬ問題であると思ふ。同時に、之等の標準化せられた部材や部品が建築材料の大部品を占め、出来合品として常に市場に保有せられてゐるようにならねばならぬ。而して、これ迄のように大部分注文製造であるといふことが止められねばならぬ。更に材料研究に對して物足りないのは、施工技術の方向から研究されてゐない點である。例へばマクミランとパワーのコンクリート混和物の研究のような、凡ての方向から研究されてゐるものが少い。

施工用機械器具も次第に多く使用せられ、又研究改良せられつゝあつた、之れ等に關する著書も特許等も暫々見られるやうになつた。然し、米國進駐軍のもつて來てゐる土工用器械に比較すると、著しい懸隔があることを發見した。吾國では今日尙、地盤の突固めに胴突や蛸搗等に多數の人力を使用してゐる。人間の勞力は一馬力の十分の一にも足りない、その上疲勞もするし、食糧や保健上の問題も考へてやらねばならぬ。然るに未だに英米のジョンソン、ランマーや獨のフロツグタンパーのやうな器械が製作せられてゐない。鐵骨加工に於て、罫畫は非常に手間を要するものであるが、この手間を省くために、簡単な器具さへも作らうとしない。

施工作業の改善に對する研究は、日本人は器用であるために相當進歩してゐると考へてか、それ

等に関する文献は見當らない。ギルプレスの煉瓦工の動作と疲勞研究や、サツフオードトムソンの型枠に関する時間研究のような、眞摯な研究が行はれたといふことを聞かない。

現場管理に關しては、各業者に於て研究せられてゐるだらう。施工技術の進歩發達のために公開せられること望む。米國に於るこれ等の文献は古くから見られるが、吾國では殆んど見られないのは、此方面に關する研究が遅れてゐるのであると思ふ。

建築施工に關する勞務者並に技術者の適性検査や、教育養成、指導訓練、疲勞恢復、安全衛生並に厚生方途等の他工場のそれに比して遅れてゐることは、建築施工技術の進歩發達を遅らすものであると考へられる。

世間では「壯健で力があるから、土木建築の現場へでも行け」といふてをるが斯様に技術者が、低く見られてゐる状態では、施工技術の發達は六つかしい。力仕事は凡て機械又は牛馬で、人は智力的方面にのみ従事するようにならねばならぬ。

法律行政の方面に於ても、施工方面に於ては不完全であることは凡ての認めるところである。工事現場の安全衛生規則等も未だに勵行せられてゐない状況である。請負契約並に官廳の會計規則等も著しく封建的で、今日の民主社會には不適當であることは議論の餘地がないものである。

又、工事現場に於て、主任者又は係員がその外交的手腕に於て劣つてゐる時は、その施工技術が「生きて來ない」ものである。部内にありて、本社又は下方職工の信頼を得、施主や監督者の信用を博し、部外に於て、官公署並に同業者、地方人等より好感を得るためには現場従業員、特に主任者の「人格」とその「外交手腕」の巧みなることが必要である。丁度、一國の富強はその外交交渉の巧みなることによりて、一段の光彩を増すのと同様である。ある業者の經營者が「現場經營の良否はその外交の如何にあると」放言してゐるのも、行過ぎではあるがその一面を物語つてゐるもので對人交渉の重要さを指摘してゐるものである。

註1. 疊の寸法はその他の部材部品の規準となるものであるから、その地方にありてはその地方の出來品によりて設計せねばならぬ。徒らに新規寸法に決定して、既に決まつてをる出來合品を使

用出來ない規格とするが如きは眞明な方法でない。その他の規格決定についても同様である。

註2. こゝでいふ外交手腕とは人を納得せしむることの上手なものを言ふので、巧言令色を以て人を誑すことではない。

6. 設計技術と施工技術の相違點

設計技術も施工技術も一つの技術であるから、價値あるものを實現するといふ點では同一である。然し、その異なる點は

(a) 設計は飽くまでも構想であるが、施工は構想を建物に實現することである。

(b) 設計は材料資材を集める必要はないが、施工は建物を構成する悉くの材料資材並に構築のために必要な設備を現場へ蒐集しなければならぬ。

(c) 設計は數人又は十數人の技術者にて仕上げる事が出来るが、施工は技術者の外に多くの勞務者と技能者とを集めて作業せしむるのであるから、これを統率しその協働を必要とする。

(d) 設計は技術者が技術と勞務とを提供してその構想を完成するのであるが、施工は技術と勞務とを指導し、管理して技能者と勞務者に完成せしむるのである。

(e) 設計者は直接金錢の支出すること少ないが、施工者は直接金錢を取扱ふことが多い。

(f) 設計は室内で完成することが出来る、然し、施工は野外か街頭に出なければ出来ないものである。従つてその周圍に損害を及ぼさないように、且つ常に同情と協力を得るように努力しなければならぬ。

(g) 設計は機械用具を使用すること少いが、施工には多くの機械設備や工具、假設物等を使用しなければならぬ。従つてその技術者は機械工具の取扱或使用について知つてゐなければならぬ。

(h) 設計は外部との交渉が少いが、施工は社會のあらゆる面に交渉をもつものである。

以上の比較によつて、施工技術者は設計技術者と異つた技術をもたなければならぬことが理解し得られるであらう。

尙、設計者は設計監督をなす場合がある。次に此等の技術者の業務について説明しよう。

建築設計の業務には、設計者の代辯者として設

計監督を現場に派遣するのであるが、その職務として施工技術者と異なる点は、一方は「監督する」といふことであるが、他は監督する外に經營管理するといふ仕事を有つものである。例せば、監督者はその責務の上から、材料ならば良否、施工方法ならば適不適、時間関係のものならば確不確を判斷してその何れかに決定すればよろしいのである。然るに施工技術者は、材料に於て不良なりとせられた場合にはその使用を禁ずると同時に、不合格材を有利に處理する方法を講ぜねばならぬ、更らに不合格となつた材料の補充するために係員又は材料商と交渉して、工事に差支へない時間内に代替品を納入せしめねばならぬ。同時に爾後不合格品を出させぬ所置を講ぜねばならぬ。係員職工等に不適任なるものを發見せられれば場合には現場の損害とならぬ方法にて、然もその人の立ち行く方策を考へて處理せねばならぬ。同時にかゝる事態を引き起さぬような人物と入替なければならぬ、尙更らにかゝる磨擦を引き起さぬように、人を判別して配置を替へるとか、訓練を仕直さなければならぬ。

但し資費計算による請負契約にありては、幾分管理の點まで觸れねばならぬのであるから、著しくその趣きを異にするもので設計者も施工者の同一の立場に置かるゝことゝなるものである。

7. 建築施工技術者として研究せねばならぬ學問と技術

建築物は數百乃至千數百種の材料製品を蒐集して組合せるものであり、然も、最近の最も文化的な建物には、あらゆる文化施設を取込んでゐる。一般住宅にしても等差級數的に年と共にその設備を増加してゐる。従つて建築技術者の研究範圍も年と共に増大して行くのである。

あらゆる大建築物を施工する技術者と木造小住宅のみを施工する技術者とはその研究すべき範圍も同一でない。又大會社の技術者にしても地位によつてその研究部分が異なるものである。次に述べる研究項目は中以上の施工業者の技術者たるに必須な研究項目を述べたのである。又専門學校以上の學校に於て施工技術者を養成するために、是非とも教へられなければならぬ項目を擧げたのである。

1. 建築構造、施工技術者は特に建築構造に對

して充分な知識を持つてゐなければならぬ。設計圖を見ると同時に設計の要點が何處にあるかを洞察し得る程度でなければならぬ、計算や意匠に對して設計者のように熟練してをる必要もない、直ちにその主旨を諒解し、災害即ち地震、暴風、大雨、大旱、寒暑、洪水、火災等に對して何れの個所が弱點であるかを見破る程の見識があつて欲しい。又施工上から見て何れに難點があるかを察知出來なければならぬ。特に専門の施工會社の技師でない限り、鐵骨、鐵筋コンクリート、煉瓦、石材、木造(和洋とも)等の構造について知悉してゐなければならぬ。特に基礎及仕上工事に對しては問題の起り易しい部分であるから研究を怠つてはならぬ。

2. 建築設備、近代の建築物にありては、その設備費が、全工事費の30%乃至50%を占め、その比重は次第に向上しつゝあることは、吾國文化の向揚を示すもので悦ぶべきことであると思ふ。従つて建築設備の良否は、直ちに建築物の良否を示すものとなつて來た。これまで、建築設備には施工者が關係せず、特種な工事として取扱はれて來たが、かゝる建築物として重大なる領域を建築施工技術者が取扱はなかつたことは寧ろ不思議なことで、施主並に業者の何れにありても利益するものでない。一方、之れ迄の施工技術者には、かゝる技術を持つてをつたものが少なかつたといふこともあるが、今後の施工技術者は、設備工事に關する技術も充分に研鑽して、完全なる建築物を提供し得るものでなければならぬ。之れまでは施工業者の管理外にあつたため、邪魔物視してをつたことなどは、即時廢棄せられなければならぬ。又設備工事は本工事と平行して施工せられなければならぬものであるから、この施工方法やその工程等が知悉してゐなければ、本工事の工程も樹て得ないことになる。、これ迄は無理に本工事の工程中に入れて施工せしめたため、徒らに混亂と無理との間に工事を進めなければならなかつた。従つて完全な工事は望めなかつたのである。

現場の技術者は専門技術者のような技術を持たないとしても、全體を纏め上げる技術は持たなければならぬ。かゝる程度の技術を持つてゐさへすれば、工事中の混亂を防止し、無理と無駄とをなくすることが出来る。

3. 設計と製圖、施工技術者は設計技術者と同様な才能と熟練とを必要としないが、ある程度の才能と熟練とを要するものである。現場に於ては主として工作圖や現寸圖等であるが、假設工事、厚生設備、安全衛生設備等を工事施工するための設計圖は製作せられなければならぬ。

4. 建築材料、建築材料資材に關しては、施工技術者は設計技術者よりも遙かに秀れた技能を持つてゐなければならぬ。特に施工技術者は常に施工上の觀點から材料を研究してをかねばならぬ。同時にその市場、價格、包裝、輸送、格納の方面まで研究を進めなければならぬ。建築物は多くの材料を寄せ集め、組立てたものであると云ふて差向へないのであるが材料のよいものを集める能力がよい建築物を提供する能力となるのである。又安い材料を買付け得る能力が、安い建物を提供し得る能力となり、急速に材料を集め得れば急速に建物を提供し得ることとなるのである。これまで多くの業者が最も「力」を入れた點は實にこの「材料を買付る」と云ふことであつた。今後に於ても、建築工事にありては材料が全工事（特種工事を除いた）費の50%—60%を占めることから見ても重要なものであることが解る。

5. 積算と見積、積算は工事の内容を分析し、集計することであつて、設計圖並に仕様書等によりて調査するのである。建築構造並に施工方法について知悉してをる技術者でなければ出来ない。見積は材料や手間等の價格に精通してゐなければ出来ない。特に價格は時と場所とによつて變動するものであるから 斷えざる研究を要するものである。見積の中には直接費と間接費とがある、直接費は設計圖と仕様書等によりて見積ることが出来るが、間接費は施工計畫を完了した後でなければ出来ない。尤も間接費は直接費の10%内外に過ぎないものであるから、小工事にありては一式として見込む場合もある。然し、大建築物特に機械器具等を多く使用する場合には20%以上にも上ることがある。

積算と見積は經營政策や施工するといふ目的から言ふても重要な事柄であるから、施工技術者として欠くべからざる重要な研究題目であり、これに熟達することは施工技術者たるの資格を得ることである。

大なる施工業者にありては、凡ての業務が分業化せられてをり、積算と見積の専門技術者を配してゐる。然し現場に於て工事に着手せんとする時に、必らず再調査をする必要が生ずるものである。再調査によつてその係員がその工事の内容を知悉し、詳細なる作業方法を決定し職工人夫を指揮監督し、管理を間違なく持續して行けるものである。

6. 工事實施方法、施工技術者を特色づけるものであつて、次に述ふる7.8.9.の諸項目と共に、施工技術者の表看板であるところの必須な研究科目である。前節に記述した施工技術は準備計畫—建設—後始末までの期間に於る作業の標準、即ち施工定石の研究である。この研究を積み、その監督經營に熟練し、その「コツ」を體得してこそ、始めて施工技術者たることを得るものである。

この研究は工事用の機械器具と同時に研究せらるべきものであるが便宜上切放した。その内容の重なるものは、工程の作製、假設備、作業用機械設備の配置、安全衛生設備、執務設備、動力點燈設備、通信及命令傳達方式、厚生設備、交通運輸設備、その他各作業方法の工事中に遂行上必要と豫想せらるゝ一切の設備とその運用方法を研究するものである。勿論、設備といふほどのものでなく、簡單なる道具を用ひて作業せしむることをも含む。約言すれば、工事施工上の作業全部に亘る研究を意味する。

7. 工事用の器具機械、(各種動力共) 近代の建築工事の施工は機械設備の良否によつて定まると稱しても、決して過言でない。施工用器具機械の研究とその改良又は發明は、施工技術を躍進せしむるに、最も力あることは既に知られてゐること、茲に冗言を述ぶる必要はないのである。米國に於る今日の施工技術の發達は、主としてその器具機械の優秀なることに原因することは、上の事實を物語つてをる。然るに吾國に於ては機械工業が進歩發達してゐなかつた故もあるうが、建築技術者がその施工手段である器具機械の研究を怠つてをつた點もあると思ふ。今後の施工技術者は施工用器具機械について充分に研究すると同時に、更らにその改良を計ると同時に有利な器械の考案又は發明もしなければならぬ。

8. 現場管理、管理さるべき對象は材料、器械

動力、勞務、會計、記錄、報告等で、現場に於る一切の事項を、經濟的方面から事務的管理をなすのである。全體的な管理組織とその運営方法各課の管理方式より各記録や傳票、報告、指示、命令等に至るまで、最も合理的に、然も能率的に進捗し得る方法と運用とを研究するのである。豫算統制、標準原價、人事統制、作業統制、材料統制、業務統制、勞務統制等の方法は、これまでも研究せられてをつた重要な題目であつた。

9. 人間工學又は能率學、技術は工業や營理の問題を深く研究したとしても、尙最後には人の問題が残る。この項の目的は施工技術者又は技能者としての自分及び同一場所に働くものを立派な施工者に完成せしむること、即ち凡ての従業員をして最大級の能率を挙げ得る人物となすことの研究である。勿論、前述の施工法又は現場營理等に於て、人の問題も取上げられねばならぬが、その項にては取扱れなかつた、もつと基本的な問題を研究するのである。例へば適性の研究と検査、個人差、動作と疲勞の研究、健康と能率、精神的態度能率、環境と能率等である。

尙人を説く法即ち外交術の問題もこの項に研究すべきである。多く人に協力せしめて「物」を仕上げるには「人を訓へる」又は「人を説く」ことの技術が、技術的知識及び技術的熟練と同じ程度に重要なものである。之れに關してリチャードソンは、この「る」要素を備ふるものでなければ、多くの人を取扱ふ技術者又は技能者たる資格はないものであると極言してゐる。人を説く術の巧みなものは、一般に外交上手な人といふてをる。この外交の巧みさが施工技術者として必要なことは前節にも述べた通りである。

10. 建築及施工に關する法律と規則並に契約方法。建築物法、建築物施工の場合の建築安全衛生規則等は之れまでも研究されたところであるが更に労働法その他一切の建築施工に關する法律規則を研究して、更に現代に適したよい法律とすると同時に、施工途上に於て障害を生ぜしめないようにするための研究である。

請負契約、材料手間の賣買契約にしても、更らによく研究して、封建的な片務契約を廢棄して更に現代に適せる契約方法を發見しなければならぬ。

既に述べた通り、技術は熟練が伴はなければならぬ。特に製圖、秘算と見積、工事實施方法、施工用機械器具等はその演習をも必要とするものである。その中でも施工計劃、機械器具の取扱方、電力の取扱方、測量器械の取扱方、即ち測量技術は實地に訓練する必要のあるものである。

これまで各學校で教へられて來た建築歴史等は役に立たぬものではないが、他の項目のような必須なる研究項目ではない。

藝能方面の知識も必要だが、美學について一通りを學んだ上に、多くの建築美術品を目から學びとつた方が有効であると思ふ。

以上の諸項目を研究するには、その基礎である科學、工學を學ばなければならぬ。數學、物理化學、醫學、博物學、經濟學、心理學、社會學等はその基本となる科學である。災害科學、氣象學、材料力學、圖學、地質工學、鰍植植物學、生物學、電氣工學、機械學、衛生學、商業學、會計學、經營經濟學、法學、倫理學、教育學等は直接に關係ある學問で、全部でなくともその一部は學修してをかねばならぬ。之等の科學や工學等の中から必要な部分を學修しその助けを借りて研究すれば、施工技術の工學的又は管理學的方面は理解せられ更に進歩するのである。

現場従業員の悉くが以上の項目を學修しなければならぬとは限らぬ。技能者即ち職工などは、その専門とする技術的知識と熟練とをもつてをればよろしい、その世話役にありては更に部下の職工を統制し、指導管理する能力がなければならぬ。特に人を訓へる術又は人を説く術が肝要である。

現場係員は更に各自の擔當する技術的知識と熟練とか必要である。が、手工的熟練は職工に劣つてゐても差支ない。然し現場現管理と秘算見積り等には勝れてゐなければならぬ。現場主任又はその代理者となるべき者は、以上の項目について悉くの知識を有し、且つ能力化せられてゐなければ、その職務を果し得ないのである。勿論、大會社の大工事現場と小會社の工事現場との主任者にはその研究しなければならぬところに濃淡はある。専門學校又は大學出にして、現場主任即ち施工技術者を志すものは、以上の凡てを學修しなければならぬと思ふ。

8. 結 言

再度繰返して言へば、施工技術にはこれまで研究せられた建築工學は勿論、その外にも是非とも研究しなければならぬ幾多の學問と知識とを必要とする。然もその技術の達成には、特種な性能と熟練とを必要とするものである。

以上に述べたところにより、施工技術は設計技術と異つた更らに餘分の知識と技術とが必要とするものであることが解し得られたことと思ふ。然るに現在の此種の學校又は教育機關にありては此等の點まで考へ且つ研究して、吾國の建築施工技術者並に技能者を教育し養成してゐるとは思はれない。又施工業者とその下請業者とに對しても、その發展上重要な課題であると思ふが、果して意識的にその社員又はその技能者を養成し且つ訓練してをるか？、多くは自然に放任してをり、唯だ期望な有能な技術者の出現を期待してをるのみである。將來吾國の建築工事は次第に多くなりこそすれ決して少くなることはない。勿論一時の消長はあるだろうが、このまゝに衰退するものとは思へない。もし少くなつたとしてもその技術が優秀でありさへすれば外國に輸出することも可能である。

ナポレオンの言つた通り「勝利は常に強者に味方する」と、又「勝利は常に文化と技術の水準が高いものの方にある」と。この言葉を借りるまでもなく、このことは平和國家間に於る産業の競争場裡にもあてはまるものである。

吾國の専門教育關係者よ、又施工業者よ。その技術水準を高めることに協力せよ。現在の敷衍的な教育制度を是正して均衡のとれた建築技術の發展を計れ。現在の建築科の學校教育は設計技術者のためのものである。全國に於る建築技術者の約半數又は $\frac{2}{3}$ 位は施工技術者であらねばならぬ。従つて現在建築科の $\frac{1}{2}$ 又は $\frac{2}{3}$ は施工技術者のためのものとせねばならぬ。

施工業者も技術の向上のために、意識的にその社員を教育し、訓練しなければならぬ。

國家の當局者も此事實を重視して、急速に改革する必要があると思ふ。

世の有識者並に研究家も更らに建築技術の向上發展のためこの點に留意して協力せられんことを望む。(完結)

☆ 京都支部便り ☆

地 震 講 演 會

10月24日午後2時より京都市民會館3階講堂に於て地震講演會を開催、京大理學部教授佐々博士同工學部教授棚橋博士を煩はし地震と建築について講演をして頂いた。當日は會員並びに一般市民二百數十名來聴豫期以上の盛會であつた。

講演要旨「地震は何時起るか」 佐々博士

地震は何時起るか判らない。又地震は如何にして起るかもはつきりは判らない。しかし地震のエネルギーが地中に蓄積されて、地殻を破る極限に達したかどうかを調べることは出来るのである。

我々は地震の繰返し様によつて地震が何時、何處に起るかを大體知ることが出来る。

京都附近に於ては過去に於て、24回の地震が約百年毎に起つて居り、前回のは、安政元年であるから、それから約百年を経た今日地震が近づいてゐることを知る。京都附近の地殻の上下、水平移動を調べれば、10²⁰エルグの地震エネルギーが蓄積されて居り、このエネルギーは南海地震の十分の一に相當する。現在に於ては何日何時に地震が起るとは豫告出来ないが、しかし地震が近づいたことを知り又その地震の強さ、破壊面積の大小、地盤の強弱等を知り、それに對して建築の補強をすることにより被害を最小限にすることが出来る

「最近の耐震構造」 棚橋博士

地震に關しては我々建築家は建物を耐震的にすることが第一の條件である。

建物の構造を耐震的にすることにより、震害を皆無にすることも不可能ではない。現在の規定では地震の水平加速度は建物の重さの一割見てゐるが、實際の地震の加速度はこれよりも大きい。しかし計算に當つて許容強度を3倍にしてゐる故に、一割でも安全であるが、計算を合理的にするためには、水平加速度を2割にし、材料の許容強度を2倍にとらなければならない。今迄に起つた地震の加速度、週期、震幅等を見ると、加速度は地震の被害の要素ではなく、地面に對する建物の速度の二乗が大きな要素である。更に博士は地震の週期と建物の振動の週期の關係、又耐震の材料構造等について少しく専門的であつたが我々建築家に有益なお話であつた。

雑 草

堀 口 甚 吉

洋風住宅につきものである庭園に植える芝生は極めて強い草のやうであるが、その實際は極めて弱いものである。芝生は断えざる雑草除去、夏期三回にわたる刈込みをしなければ満足に繁茂できない、極めて弱い草である。寺田寅彦氏の隨筆に芝生刈りのことを書いた一文がある。氏が自らこの芝生を刈らんとし、鎌、鋏等の購入から、少し刈りかけて少し休み、漸くにしてはたした不満足な芝生刈りの様子がデリケートな筆で書き表はされてゐた。私はこの一文を読んでから寅彦氏の隨筆の價値を極めて低くしか見ないやうになつた。私の欲するのはこのやうな氣の弱々しいものでない。私も芝生刈りの鋏を百貨店に買ひに行つて、何かの間違ひで、百貨店の大きな球形の電燈の笠を大音響と共にプチこはしたが百貨店の店員をしっかりとばして、店員にあやまらして悠々と引上げた経験があるので、寅彦氏の神經のあまりに繊弱なるにあきたらぬやうになつたのである。

自家菜園、自家庭園の手入によつて雑草の如何に力強いものであるかに驚くと共に、私は雑草の如く生き抜くんの人生觀を得た。

如何に日でりが續かうが、土壌のない所であらうが、屋根瓦の上であらうが、石炭の積んだ上であらうが、生きぬき實をむすぶのが雑草である。「四谷怪談」の伊右衛門は「首がとんでも動いて見せるは」といふが、私が文學から學ばんとするのはこの意氣である。岩野泡鳴の文學、武者小路實篤の文學、片上伸の文學、ニイチエの文學ともにこの意氣に燃えてゐる。

現代の廿代の人々は現實逃避のためか、哲學によする關心は甚だ深いものもある。然し現實逃避の哲學など私には何等の價値もない。姦通を苦にして死んだ有島武郎よりも、同様の事件に出會はしてもより圖々しく生きて、書にしても畫にしても無類の低能力しか與へられなかつたやうな武者小路氏が、書に於て、畫に於て今の境地に達したその意氣の力は私に教へる所多大である。

二十になるかならぬに自殺した一高生 20歳のエチウドとかいふ本を愛讀する青年もあるが、こんな本に何の價値があるか。

私は、この夏休みに、西洋史、東洋史を通讀して、その國に盛衰はあつても、あくまで生きぬく雑草的民族ユダヤ民族、漢民族に多大の敬意を表したのである。

敗戦日本民族の生きる道、それは植物に於ては雑草、魚に於てはフグの如く、繁殖し、生きぬき美しい花は咲かずとも、形はみにくくも、とにかく石にかちりついても生きぬく道の外に、とるべき道はないのではなからうかと思ふ。

(昭和22年10月22日)

○ 通俗講演會

日 時 十月廿八日午後二時

場 所 大阪中ノ島朝日新聞社四階講堂

演 題 一、大阪市の區劃整理と住宅問題

大阪市建築局長 井上新二氏

二、近畿地方に地震はいつ起るか

京大教授 理博 佐々憲三氏

前日の雨にどうかと危ぶまれた当日は、カラリと晴れた好天氣で、聴衆も坐席に溢れる位、約五百と算せられた。兩講演共に何れも刻下の大阪市民の身邊近く感ぜられる重要問題に關して、平易に且つ懇切に解説せられたので、聴衆の裨益する所大であつたと思ふ。就中佐々氏の御研究に依れば、近畿地方の地盤の收縮は近來大いに進み大地震の遠からざる事を暗示すると云ふ。市民も建築家も此際地震の被害を最小限度に止める方策に就いて、今から用意することの肝要なることを痛切に感じさせた。

本講演の内容は紙面の都合上次の機會に掲載する。本會技術部會 會務幹事會主催)

西大寺赤膚見學記

岩 佐 信 也 記

學術的でもあり又見學として興味の充分ある場所をと會勢幹事の方では幹事長始め委員の者が鳩首相談して、まとめて催した見學會が會員諸氏の想ひにびつたりと出會つて又何の手違ひもなく見學が満足に済んだ時ほどお互に氣持の良い事はないが是が中々そううまく問屋が許しては呉れず、いつも不行届勝ちになる事は前以てお断りもして置かなければならぬ。又委員の者等も相當の苦心をして居る事はお含み置き願いたいのである。

扱過ぐる六月一日には大和西大寺の寺門を叩いて天平の昔に遡つて此寺を仔細に見學をした。西大寺に集合したのが午前十一時頃會員の諸氏ざつと八九十名であつた。西大寺は平城京の右京一條三四坊に寺域を持つた大寺で、東大寺に對抗して西大寺と呼んだに相違なく、天平神護元年に禰德天皇の御建立になつたものである。千百五六十の昔にありし面影を残せる古圖に依れば七堂伽藍の制に違はぬ完備せる堂悉く焼亡し今は見るよすがもなくなつたが、それでも鎌倉時代に叡尊上人眞言律宗を唱道するに至つて茲に其本據を構へ寺門爲に再び興隆するに至つた。而して堂塔伽藍も略回復せるも文龜二年に再度の火災に其大半を烏有に歸し現在の本堂（金堂）は寶曆四年に建られたものである。鎌倉時代のものを追想すべく現在残る塔の基壇に依り其當時の壯觀を想ふよりすべはないのである。尙山内を充分見學して後佛像寶物什器の數々を寺僧の懇篤なる説明で拜觀し晝の食事を廣間でしながら互に胸襟を開いて歡談に正午を過した。

尙此寺に珍らしい浮世繪の祖鳥居清信肉筆の大繪馬（寶曆四年）が秘藏せられて居るのを特に見せて貰つた。此繪馬が芝居繪として清信に畫かれ其當時此草深い西大寺に納められたに就ては歌舞伎方面として面白い話もあるが紙面の都合で割愛することにする。而して見學諸氏は繪馬も見られたし説明も聞いて居られた。午後一時過山門を出て大和平野の細い小道を右に左に大和棟の農家の白壁を眺めつゝ遠くは春日若草の山々を指呼の間に望みつゝ菅原道實にゆかりある菅原の里に喜光

寺へと着いた、（此間五六町）。茲は本堂一つ野中にぼつりと唯一棟建つて居て寺の境界も土堀もない、不思議な孤獨な寺で、正しくは清涼山歡喜光寺と稱し行基菩薩の創建にかゝり寺域も其當時は平城京三條の三四坊に跨り伽藍の配置も完備して居たが今は金堂のみ淋しく、ありし其日を夢みて居る、土地の人達は此堂は東大寺大佛殿創建當時其模型に試作したものだと傳説であるが、どんなことか、此金堂は柱内實坪數より軒の出の面積の方が多く上層四手先組物に依て軒を支へ二重支輪からなる据りの良い建物である。永らく荒廢に歸して居たが十年程以前奈良縣社事課の手に依つて修理された。御本尊は彌陀三尊で中尊一軀が國寶となつて居る。見學が一通済むと又東へ野中を長蛇の列を作つて近畿日本鐵道尼辻停車場へと目指し郡山驛迄乗車して舊柳澤の城下郡山町在赤膚焼竈元尾西樂齋氏竈場を見學。赤膚焼由來の説明工程の順序を委細に聞て後は會員各自の隠し藝になる筆を振つて素焼皿茶碗などに書畫の揮毫、陶味に浸り茲を出て見學會は解散された時に午後四時であつた。此赤膚焼に就て由來を簡単に説明して置きたい。

此竈は天正の頃大和納言秀長の時に郡山に尾張常滑の陶工與九郎と云ふ人が招かれ始めて赤膚焼が始められたと云ふ其後一時中絶し正保の頃京の名工仁清に依り再興、殊に茶道の大家小堀遠州の好に依り遠州七窯の一と稱せられるに至つたが又衰へ享和の頃に郡山城主柳澤堯山に依て復興せられ天保の頃大和小泉の人で郡山の町に住んで居た資産家の陶器に興味を持つた柏屋武兵衛と云ふ茶人が道樂の上で遂に名陶工と云われ天才を發揮して柏屋から木白と號し赤膚焼をして今日あらしめたのである。今日木白作として斯道に珍重せられて居る。今回の見學は天平鎌倉時の遺構の見學名陶工の流れを汲む陶工の仕事場に趣味の揮毫に半日を送くつたのであつた。尙見學諸氏の焼物は七月下旬作者に手渡し見學の思ひ出を深からしめた。

（22. 8 20記）

簡単なる現場英辭典

(A) ☆現場常用語☆ (3)

(ス)

隅	木	Corner rafter.
		Hip rafter.
		Piend Rafter.
水	閘	Locks.
吸揚浚渫		Suction Dredging.

(セ)

施	工	Execution works.
施	工	計 畫
設	計	者
請	求	書
		Requisition.
石	工	事
石		材
セ	メ	ン
石	綿	フェルト
石		工
製	材	工
設		備
税		金
堰		堤
堰		Weir.
潜水作業		Diving works.
整地		Land Levelling.
施工圖面		Working drawing.
		Contract Drawing.
膳		板
		Flush-board.
		Apron-board.

(ソ)

綜	合	請	負
増	築	工	事
			Extension works.
			Additional works.
添			板
			Cover-plate. Fish.
			Fish-plate.
			Splice-piece.

(タ)

建	具	工	事
タ	-	ル	
耐	火	煉	瓦
			Fire-brick.

タ	イ	ル	Tile.
建	具	金	物
			Structural Hardware,
			Metal-fitting.
大		工	Carpenter.
建	具	工	Joiner.
鍛	冶	工	Black-Smith.
畳		工	Mat-layer.
建	地	足	代
			Standard.
ダ	ル	マ	ボン
ダ	ー	ビ	ン
			ポン
			Diaphragm pump.
			Turbine-pump.

(チ)

注	文	者	Client.
地	下	道	Subway.
地	下	鐵	Underground milway.
築		港	Harbor-works.
築		堤	Embankment.
蝶		番	Hinge. Butt.
地		均	Grading, Ground
			Levelling.

(ツ)

吊	足	場	Suspended Scaffolding
掘	揚	浚	渫
			Shovel Dredging.
土	留	石	垣
			Retaining wall.
圖			面
			Drawing, Plate.

(テ)

鐵	骨	工	事
鐵	筋	コン	クリ
鐵	筋	ート	工
			事
			Reinforced
			concrete works.
電	氣	工	事
テ	ラ	カ	タ
			Terra-Cotta.
鐵		筋	
			Reinforcing bar.
丁	形	鋼	
			T-steel.
電	動	ウ	イン
天	井	野	縁
			Power-winch.
			Ceiling joist.
			Ceiling trim.
手	捲	ウ	イン
			チ
			Hand-winch.

(ト)

土	工	事	Earth-work.
塗	装	工	事
			Painter'swork Painting.
ド	ラ	イ	ヤ
			Dryer.

ドアチェツク	Door-check.				Floor joist.	
薦	Scaffolders.				Bridging beam.	
土工	Earth-work.				Bridging joist.	
トラクター	Tractor.	根	太	掛	Tail trimmer.	
トラツク	Motor-truck.	(ノ)				
土臺	Foundation.	延	鋼	材	Rolled steel.	
鐵筋ノ場合	Ground plate.	軒		桁	Eave girder.	
鐵骨柱基礎板	Foot plate.	野	地	板	Sheathing. Board.	
地中梁	Ground Beam.				Roof board.	
胴縁	Joist.	軒樋	摺	金物	Gutter hook.	
胴差	Interdigitate-joist.	(ハ)				
土管	Earthen pipe.	飯		場	Labourer's dwellings.	
戸煽	Door stop. Door stay.				Laboris home.	
戸車	Sash roller. Sheave	鋼		板	Steel plate.	
	Roller.	半		田	Solder.	
浚	Dredging.	バ		テ	Putty.	
浚	Dredging machinery.	針		金	Wire.	
	Dredger.	箱		錠	Rimlock. Pad-lock	
(十)		鋼	矢	板	Steel sheet pile.	
生子板	Corrugated steel iron.	柱			Column. Post. Pillar.	
ナツト	Nut.				Pier.	
南京錠又箱錠	Padlock.	巾		木	Base-board.	
長押	Entablature.	幅	木	止	Plinth block.	
	Trabeation.	破	風	板	Gable board.	
	A horizontal piece of	破	目	板	Panel-board.	
	timber in the frame	破目板ヲ張ル			Lining Panelling.	
鉛	Lead plate. Lead	破目板ヲ張ル			Wainscat.	
	board.	破目板ヲ張ル			Wainscoting.	
繩	Set-out-works-line.	(ヒ)				
(二)		ビ	ツ	チ	Pitch	
人	Labor.	ヒ	ユ	ズ	Fuse.	
二輪車	Two-wheel-car.	平		鋸	Pan head rivet.	
	Hand-cart.				Sunk-head. rivet	
(又)		引	締	ネ	デ	Turn-buckle.
布	Ledger.	引		手		Door pull.
塗	Painter.	用	地	費		Land expense.
(ネ)		ヒューガルポンプ				Centrifugal pump,
粘	Clay.	燧		梁		Corner tie.
根	Excavation. Trenchi-					Dragon beam.
	ng.					Dragon piece.
根	joist.					Dragon Tie.

A 構造計画

「新都市計画」武居高四郎博士著

秋田屋発行 100圓

土木工學を主體とせる都市計畫

「終極状態における不静定架構」棚橋諒博士

「變斷面懸垂線形アーチの挫屈」坪井善勝

此の學の最も新しい方向を與へる研究

「Mewbrane と無限に目の細い Truse との相似について」横尾義貫

以上の三編は「建設工學」第1號執筆

「組立鐵筋コンクリート住宅」田邊泰博士

新建築22卷第5號

「地震の間と地震小屋」藤原義一博士

建築と文化第13號

彦根城内樂々園地震の間

についてその構造研究

「鋼絃コンクリート」

横尾義貫 扇田信

建築學研究136~139

B 建築史

「茶室如庵と大阪城山里」

櫻井成廣

建築と文化 第14號

「法隆寺金堂天井板の落

書」石田茂作博士

美術及工藝 第4號

落書の天平性を論ず

「日本大工技術の發達史」

關野克 工學 建築雜誌 734號

「渤海の瓦」三上次男

座右寶 10. 11號 12號

「琴平の金丸座」飯塚友一郎 飯塚五郎藏

建築と文化 第12號

現存最古（江戸末期）の劇場建築の興味ある紹介

「飛鳥の古都」北畠葦江著 河原書店發行 50圓

飛鳥地方の寺跡を中心に正しい歴史考證を行へるもの

「池の文化」末永雅雄著 創元社發行 37圓

古代よりの池に關する文献並びに考古學的な考察

「日本建築史序説」太田博太郎著

彰國江藝文庫 40圓

復原された古建築について各時代の建築を特に宗教の變遷と共に述べた好著

「日本古建築圖錄」上卷 藤原義一博士著 星野書店 多數の圖錄により主要な古建築の個々に就いて正しい考證を以て解説せり

「朝鮮佛教美術考」齋藤忠著 寶雲舎發行 180圓

三國時代以降の朝鮮の佛像、塔婆、瓦礫伽藍配置等を多くの資料より述べ上代の日鮮關係を示す高著

「法起寺及法輪寺三重塔に關する復原考」淺野清・各部材技法の研究と歴史考古學的考證の結末により慎重な復原を考察してゐる

建築史論叢 高桐書院 85圓

猶建築史論叢には「奈良時代に於ける黒木造」關野克博士

「慶長造營の紫宸殿仁和寺金堂の研究」藤原義一博士

「北平妙應寺ラマ塔の創建年代」村田治郎博士等の含蓄ある論文八編掲載されてゐる

「平城京羅城門について」川勝政太郎 史迹と美術 178 號 羅城門の創建より壊滅迄

「平城京の京程と道路の丈夫に就いて」

史迹と美術 179號 大井重二郎

「朝鮮時代の伽藍配置制について」

杉山信三 史迹と美術 180號

「オルブリヒとホフマンとヴァンド・ヴェルト」吉田寅之助 建築學研究 138號
Sezession 運動の三巨頭の生涯と作品の紹介

會員諸氏より海外文献の目録を紹介してほしいとの希望が多數ありましたがこれはすでに戰災復興院技術研究所及び海外文献集録委員會の提供により東京日比谷の C. I. E. 圖書館の近着の主要文献を逐次建築雜誌第728號以降に掲載されてゐるので重複をさけて本誌には掲載しない事に致します御諒承下さい。



◎雑誌に対する会員の希望 (返信五〇通)

(A) どんな表紙を望むか?

- 一、紙質ノ向上(厚手)ヲ希望スルモノ
- 一、色調ノ變更ヲ希望スルモノ
 - (1) 黒一色ノ方ヲ希望スルモノ
 - (2) 現在ノモノヨリ淡泊化ヲ希望スルモノ
 - (3) 一般社會ニ呼ビカケルモノトシテ柔ク整頓シタ圖案
明朗デ派手ナモノ(スケッチ風)

◎清新ニシテ力アルモノ

- 一、時々趣向ヲ變ヘヨ 一、現在ノマ、デ良シ

(B) 今迄のもので存続したい記事?

- 文献目錄
- 作品紹介(會員作品トシナイデ)
- 武田氏(R. S. SASSON)の經營する家族
向アパート)
- 岩原氏ノ記事(長する制限的小住宅)好評
- 英語辭典
- サロン(記事ノ選擇ガ必要)
- 卷頭言
- 會員相互欄
- 會員異動

(C) 必要なしと思はれる記事?

- 一、無シ
- 一、協會調ノモノ
 - 會員相互欄 人物論
 - 編集後記
 - 役員氏名等ノ報告文
(記録的なものはあつさりと)
- 一、餘リ小難シイ専門的ナ記事
長論文的記事
- 一、大衆向ノモノ
世間的有名ノ平凡ナ俗ツボイ記事
一人ヨカリデ
技術的ニモ文學的ニモ價值ナキモノ
- 一、サロン——
俳句等建築ニ關係薄キ隨筆

(D) 新たに是非載せたいと思はれる記事?

- 一、海外建築情勢
戦後ノ外國住宅政策、都市計畫樣式
建築文献ノ詳細(C. I. E.圖書館ノ近着雜誌
カラ)

一、「住宅」問題ニ毎月重點ヲ置ケ

- (a) 住宅問題、都市問題ニ關スル各般ノ意見
- (b) 竣工、施工中ノ復興新建築ノ實例ヲ紹介セヨ

一、施工資材ニ重點ヲ置ケ

- (a) 材料價格表(毎月記載)
査定規準價格
各材料業者ノ單價表
- (b) 各種建材ノ紹介
廣告面ノ建材ニツキ實際ノ効用、性質、價格、使用後ノ意見ヲ實際的ニ記事ニセヨ
- (c) メーカーノ住所

一、建築行政欄ヲモウケ新公布ノ法規ヲ紹介セヨ

技術的ナモノヲ望ム、高級建築技術上ノ研究發表

一、實際的ニ設計、積算、施工ニ役立つ參考資料

- 力學的計算表
- 積算表
- 新構造計算法等ノ技術的研究(特ニ實施セルモノ)

一、設計ヤ施工ノ失敗談又ハ自慢話

一、各研究所ニ於ケル研究ニユース

一、美術方面、古建築行脚等記事ヲ池田谷氏ニ、岩佐氏ノ記事ノ様ナモノヲ

一、方面ノ違ツタ人々ノ建築ニ對スル話ヤ記事

一、地方會員協會ノ動キノ紹介ヲ希望

一、見學記モ隨筆的ニ(事務的デナク)

(E) そのほかについての希望?

一、毎月發行希望(頁數少クテモヨシ)2ヶ月一回位

一、記事タイクツ、ユーモラスな漫畫位挿入ヲ希望スル

一、對稱ヲ社會人ニオキ體裁ノ内容、文體舊態ヲ脱セヨ「建築と文化」誌ノ新鮮味ヲ加ヘヨ

一、店頭進出(協會ノ事業等ノ普及)

一、技術家ノ向上ヲ目標トシ學術的ナ雜誌トシタイ

一、新材料ノ紹介 新學說、新技術ノ解説(論文ヨリモ)

會務報告

常務會 (第11回)

時 9月11日午後2時—4時
所 兒島邸本會分室
出席者 竹腰、錢高正副會長、妹尾監事、淺海、尾崎、木村、鴻池、東畑、長尾、藪中、岩尾、城口、中野各常務

議事

1. 兵庫支部設置申出の件
2. 名譽正會員逝去の件
3. 役員、職員旅費規程其他改正の件
4. 會員證銜

報告

1. 8月分會計報告

常務會 (第12回)

時 10月9日午後2時—3時
所 兒島邸本會分室
出席者 竹腰、中西正副會長、志垣、藤木、岩尾、大林、佐竹、藤阪、竹中、中野、西山各常務

議事

1. 監事、常務轉任の件
2. 22年度通常總會開催の件
3. 名簿調製に關し指名會員取扱の件
4. 維持會員募集並に會費徴收の件
5. 會誌並に新聞紙とのタイアップの件
6. 會員證銜

報告

1. 會勢問題経過報告
2. 定款改正整備経過報告
3. 講演會、見學會経過報告
4. 9月分會計報告

常務會 (第13回)

時 11月7日午後2時—4時
所 兒島邸本會分室
出席者 竹腰、錢高、中西正副會長、淺海、尾崎、木村、東畑、藤木、藪中、岩尾、菅谷、中野各常務

議事

1. 改正定款並に細則再検討の件
2. 評議員會並に通常總會開催の件
3. 役員選舉延期の件
4. 昭和23年度收支豫算の件
5. 建築工業新聞社とタイアップの件
6. 建築と社會に關する件
7. 會勢幹事委屬の件
8. 會員證銜

報告

1. 電話基本料金値上げの件
2. 編集書記辭職並に事務囑託採用の件
3. 會勢幹事會報告
4. 10月分會計報告

常務會 (第14回)

時 12月11日午後2時—3時

所 兒島邸本會分室
出席者 中西副會長、妹尾監事、淺海、尾崎、木村、須賀、藤木、藪中、岩尾、佐竹各常務

議事

1. 評議員會開催に關する件
2. 入會金實施期日の件
3. 借室料値上げの件
4. 一月初回に關する件
5. 職員給與に關する件
6. 會員證銜

報告

1. 支部に關する件
2. 定款認可に關する件
3. 平和博覽會贊助の件
4. 11月分會計報告

評議員會 (第3回)

時 11月20日午後1時—6時
所 朝日ビル四階
出席者 淺海治平氏外52名 (委任狀共)

議事

1. 定款並に細則改正の件
2. 役員選舉延期の件
3. 建築工業新聞社とタイアップの件
4. 建築と社會發刊に關する件
5. 昭和23年度收支豫算の件
6. 支部設置に關する件

通常總會 (再度)

時 11月25日午後2時—4時
所 朝日ビル四階
出席者 井澤善哉氏外15名

議事

1. 定款改正に關する件
2. 昭和22年度事業報告
3. 昭和21年度決算報告
4. 役員選舉延期の件
5. 建築工業新聞社とタイアップの件
6. 建築と社會發刊に關する件
7. 昭和23年度收支豫算の件
8. 支部設置に關する件

大阪會勢幹事會の活躍

◎西大寺と赤膚竈元見學 (22.6.1) 概記別項の通り

◎講演會 (22.9.25) 清水組大阪支店講堂經濟學博士徳永清行氏内容別項の通り

◎中央ゴム株式會社見學 (元ダンロップ) (22.9.27) 此分兵庫主催

◎中座、角座及びダンスホール「メトロ」見學 (22.12.5)

◎ホテルナニワ見學 (22.10.29) 概記別項の通り

◎進駐軍金岡兵舍見學 (22.10.30)

◎奈良戎壇院東大寺見學 (22.11.9)

(附 狭川僧正講演)

◎大阪府分譲住宅展示會 (22.12.19)

(大阪府、大阪建築復興會及本會共催)

以上何れも盛會であつた、年内はこれを以て終り新春と共に再活躍に移る豫定である。

日本建築協會東海支部規程

- 第1條 本支部は日本建築協會東海支部といひ事務所を名古屋市内に置く
- 第2條 愛知縣、三重縣、岐阜縣の日本建築協會員は凡て本支部に屬する
- 第3條 本支部は日本建築協會定款第一條の目的を達する爲地方的に必要な事業を行ふ
- 第4條 本支部に役員として支部長、副支部長、幹事並に常議員若干名を置く
- 第5條 役員は支部會員の選舉に依る
- 第6條 支部長は本支部を代表し會議の議長となる
副支部長は支部長を補佐し支部長事故あるときはその職務を代理する
幹事は一般會務を處理する
常議員は常議員會に依り會務を審議する
- 第7條 役員の任期は二年とする但し再選を妨げない
役員はその任期が満了するも後任者の選任に至る迄はその職にある
- 第8條 本支部の會議は總會、幹事會、常議員會とし支部長が之を招集する
通常總會は毎年一回、臨時總會は幹事會の決議に依り若しくは支部會員六分の一以上の請求あるときに之を開く
- 第9條 本支部に職員若干名を置くことができる
職員は支部長が之を任免する
- 第10條 本支部の經費は本部交附金その他の收入を以て之を支辨する
- 第11條 本支部の豫算は通常總會に附議し決算は次年度の通常總會に報告しその承認を経る
- 第12條 本規程に於て特に明示しない事項は凡て日本建築協會定款並に細則に準據する
- 第13條 本規程の改廢は總會の決議を要する

附 則

本規程は昭和22年12月13日から之を施行する

日本建築協會東海支部細則

- 第1條 支部規程第一條の事務所は當分の間名古屋市中區榮町三ノ六土本建築材料協會内に之を置く
- 第2條 支部規程第四條の役員の定数は當分の間左の通りとする
- | | |
|-------|-----|
| 支部長 | 一 名 |
| 副支部長 | 二 名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 常 議 員 | 若干名 |
- 附 則

本細則は昭和22年12月13日から之を施行する

東海支部役員（順序不同）

- 支部長 玉置豊次郎
- 副支部長 佐藤 四郎 桑木 正夫
- 幹 事 池田源三郎、池部 宗薫、伊藤 鑛一
大倉 由平、岡田 平藏、鬼頭 昌文
佐久間寅秋、水野 金市、吉田 信武
吉川 清一、濱 一 郎、廣川誠三郎

日本建築協會九州支部規程

- 第1條 本支部は日本建築協會九州支部といひ事務所を福岡市内に置く
- 第2條 九州及山口縣の日本建築協會員は本支部に屬する
- 第3條 本支部は日本建築協會定款第一條の目的を達する爲地方的に必要な事業を行ふ
- 第4條 本支部に役員として支部長、副支部長、幹事並に代議員を置く
- 第5條 役員は支部會員の選舉に依る
- 第6條 支部長は本支部を代表し會議の議長となる
副支部長は支部長を補佐し支部長事故あるときはその職務を代理する
幹事は一般會務を掌理する
代議員は代議員會に依り會務を審議する
- 第7條 役員の任期は二年とする但し再選を妨げない
役員はその任期が満了するも後任者の選任に至る迄はその職にある

- 第 8 條 本支部の會議は總會、幹事會、代議員會とし支部長が之を招集する
通常總會は毎年一回、臨時總會は幹事會の決議に依り若しくは支部會員の分の一以上の請求あるときに之を開く
- 第 9 條 本支部に職員若干名を置くことができる
職員は支部長が之が任免する
- 第 10 條 本支部の經費は本部交附金その他の收入を以て之を支辨する
- 第 11 條 本支部の豫算は通常總會に附議し決算は次年度の通常總會に報告しその承認を経る
- 第 12 條 本規程の外必要な事項は支部長が別に之を定める
- 第 13 條 本規程の改廢は總會の決議を要する
- 附 則
- 本規程は昭和22年12月4日から之を施行する

日本建築協會九州支部細則

- 第 1 條 支部規程第一條の事務所は當分の間福岡市今泉町四ノ一二七番地に之を置く
- 第 2 條 支部規程第四條の役員の定数は當分の中左の通りとする
- | | |
|-------|-----|
| 支 部 長 | 一 名 |
| 副支部長 | 二 名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 代 議 員 | 若干名 |
- 附 則
- 本細則は昭和22年12月4日から之を施行する

九 州 支 部 役 員 (順序不同)

支 部 長 錦 田 直 一
副支部長 松 田 昌 平 篠原政次郎
幹 事 黒木源次郎、田中 勇雄、山手 研 吾
岩崎甚太郎、古 館 均 一、池 口 凌
深澤七十郎、浦 田 哲 一、渡 邊 藤 吉

社 團 日 本 建 築 協 會 廣 島 支 部 規 程 法 人

- 第 1 條 本支部ハ日本建築協會廣島支部ト稱ス
- 第 2 條 本支部ハ事務所ヲ廣島市ニ置ク
- 第 3 條 次ノ地域内ノ日本建築協會々員ハ凡テ本支部ニ屬スルモノトス
廣島縣
- 第 4 條 本支部ハ日本建築協會定款第一條ノ目的ヲ達スルタメ地方的ニ必要ナル諸種ノ事業ヲナスモノトス
- 第 5 條 本支部ニ役員トシテ支部長、副支部長、常議員幹事若干名ヲ置ク
- 第 6 條 常議員ハ支部會員ノ選舉ニヨルモノトス
- 第 7 條 支部長、副支部長ハ常議員ノ互選ニヨルモノトス
- 第 8 條 幹事ハ支部長之ヲ任命ス
- 第 9 條 支部長ハ會務ヲ統括シ副支部長ハ支部長ヲ補佐シ幹事ハ一般會務ヲ處理シ常議員ハ常議員會ニ於テ會務ヲ審議ス
- 第 10 條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ重任スルコトヲ得、役員ハ任期満了スルモ後任者ノ選任ニ到ル迄其職ニアルモノトス
- 第 11 條 通常總會ハ毎年一回臨時總會ハ役員會ノ決議ニヨリ若クハ支部會員三十名以上請求アリタルトキ開ク
- 第 12 條 本支部ノ經費ハ本部交附金其他ノ收入ヲ以テ支辨ス
- 第 13 條 本支部豫算ハ通常總會ニ附議シ決算ハ次年度ノ通常總會ニ報告シ其ノ承認ヲ經ルモノトス
- 第 14 條 本規程ニ於テ特ニ明示セサル事項ハ凡ハ日本建築協會定款及規程ニ準據スルモノトス
- 第 15 條 本規程ノ變更ハ總會ノ決議ヲ得ルモノトス

社 團 日 本 建 築 協 會 廣 島 支 部 細 則 法 人

- 第 1 條 本支部ノ事務所ハ當分ノ間左記ノ所ニ置ク
廣島市國泰寺町 廣島土建會館内
- 第 2 條 本支部ノ役員ノ定數ハ當分左ノ通りトス
支部長一名 副支部長二名
常議員若干名

第3條 會議ハ總會、役員會ノ二種トシ支部長之ヲ召集シ其議長トナル

附 則

本規則ハ昭和二十二年四月十七日ヨリ實施スルモノトス

廣島縣支部役員

支部長 藤田定市

副支部長 古林義敦

同 中山文夫

常議員 山中 俠 井上英彦 二村四郎 安東忠士 勝谷龜麿 近藤兵四郎 谷川政夫 藤岡正一

幹 事 高谷興一 田坂朝生

社団法人 日本建築協會兵庫支部規程

第1條 本支部ハ日本建築協會兵庫支部トイヒ事務所ヲ神戸市内ニ置ク

第2條 兵庫縣内ノ日本建築協會員ハ本支部ニ屬スルモノトスル

第3條 本支部ハ日本建築協會定款第一條ノ目的ヲ達スル爲地方的ニ必要ナ事業ヲ行フモノトスル

第4條 本支部ニ役員トシテ支部長、副支部長、幹事並ニ代議員ヲ置ク

第5條 役員ハ支部會員ノ選舉ニ依ルモノトスル

第6條 支部長ハ本支部ヲ代表シ會議ノ議長トナル

副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ一般會務ヲ掌理スル

代議員ハ代議員會ニ依リ會務ヲ審議スル

第7條 役員ノ任期ハ二年トスル但シ再選ヲ妨ゲナイ

役員ハソノ任期ガ満了スルモ後任者ノ選任ニ至ル迄ハソノ職ニアルモノトスル

第8條 本支部ノ會議ハ總會、幹事會、代議員會トシ支部長ガ之ヲ招集スル

通常總會ハ毎年一回臨時總會ハ幹事會ノ決議ニ依リ若ハ支部會員六分ノ一以上ノ請求アルトキニ之ヲ開ク

第9條 本支部ニ職員若干名ヲ置クコトガデキル職員ハ支部長ガ之ヲ任免スル

第10條 本支部ノ經費ハ本部交付金ソノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨スル

第11條 本支部ノ豫算ハ通常總會ニ附議シ決算ハ次年度ノ通常總會ニ報告シソノ承認ヲ經ルモノトス

第12條 本規程ノ外必要ナ事項ハ支部長カ別ニ之ヲ定メル

第13條 本規程ノ改廢ハ總會ノ決議ヲ要スル

附 則

本規程ハ昭和二十二年十一月十四日カラ之ヲ施行スル

日本建築協會兵庫支部細則

第1條 支部規程第一條ノ事務所ハ當分ノ中神戸市生田區楠町一丁目十一番地ノ六 雲濱莊内ニ之ヲ置ク

第2條 支部規程第四條ノ役員ノ定數ハ當分ノ中左ノ通りトスル

支部長 一名

副支部長 二名

幹 事 若干名

代議員 若干名

附 則

本細則ハ昭和二十二年十一月十四日カラ之ヲ施行スル

兵庫支部役員

支部長 岡本茂樹

副支部長 岩尾保衛

同 桑田正一

幹 事 (五十音順) 浅尾態雄 今津重藏 熊田繁藏 早良俊夫 新名種夫 瀧澤眞弓 中島富造 野田清三 野澤幸三郎 長谷川武彦 廣田穠太郎 松浦勇太郎 山内嘉兵衛

名譽正會員天沼俊一氏

の逝去を悼む



工学博士天沼俊一先生は去る九月一日脳溢血のため突如逝去された。依つてここに先生の略歴を掲げて敬弔の意を表したい。

先生は明治九年八月東京市芝區南佐久間町に生れた所謂江戸つ子であるが、明治三十五年東京帝國大學工科大学建築學科を卒業し、三十九年七月奈良縣技師に任じ、古社寺修理監督を専門とせられてより逝去せられるまで、全く關西にあつて活動し、日本古建築の實際及び學問の上に大きな足跡を残された。大正七年五月京都府技師、八年十二月論文提出によつて工学博士、九年九月京都帝國大學助教授、十二年五月同教授、昭和十一年九月停年退官。その間、歐米に遊ばれたこと二回。

先生の作品は最後の作といつてもよい京都黒谷（金戒光明寺）本堂をはじめ多々あり、中でも今は焼けて了つた大阪四天王寺五重塔を最も力作とすべきであらうが、しかし先生の本領はやはり日本古建築の學問の研究にあり、中でも細部の變遷を精密に明かにされたこと、石造美術の學問を建設されたことは特筆大書してよい。それ等に関する無數の論文を一々紹介することは出来難いから、次に先生の主要な著書名を列挙するにとどめる。

奈良縣金石年表、同續、國東塔講話、家藏瓦圖錄、同續、埃及紀行、日本建築史要二冊、印度旅行記、日本建築史圖錄六冊、石燈籠四冊、慶長以前の石燈籠、四天王寺圖錄、日本建築、日本古建築行脚、坡西土から坡西土へ、印度の建築、印度佛塔巡禮記二冊、日本建築細部變遷小圖錄、成龜棋隨筆、同續、同續々。

來年度の「建築と社會」について

出版幹事會

會告の通り來春からは「建築と社會」を有料にして會員以外の方にも廣く讀んでいただくやうに發行することになった。このことは既に數ヶ月前から研究されてゐたのであるが先般の會員總會にかけて愈々實行に移すことになった次第である。

本年度の「建築と社會」は發行回数も少くて残念であつたが總會でも説明のあつた如く目下の協會の豫算では現在のやうな雑誌を毎月發行して會員に配布する見込がたゞなくなつたので止むを得ないのである。そこで會報や時報的の記事はこれを別の方法によつて數多く發行して會員との連絡を充分に計るといふことにすると同時に雑誌の方はこれを販賣する費用を以て發行を續けるならば會員諸氏の希望にも添ふことであり經費の面からも解決がつくであらうと結論されるに至つたのである。

斯様なわけで「建築と社會」は來春から店頭にも姿を表はすと共に會員諸氏にも愛讀していただくかねばならない。従つて編輯の方針も必然的に變はるのであるがこれについては先號で各位から寄せられた熱心な御意見を充分に取り入れて面目を一新する必要があると思ふ。

更に亦會員からの寄稿も今迄以上に期待して多種多彩のものとなることが望ましいのである。

以上洵に簡單であるが會員各位の御諒承を乞ふと共に更に深く御理解と御協力を希ふ次第である。

優秀カット募集ノ件

かねて希望の多いカットを募集します。採用したものには薄謝を呈しますから一重に會員の力作を御願する。

平和博覽會

復興住宅設計懸賞 募集事業に付て

戦災より起ち上つた當市では、明春三月を期し平和博覽會を華々しく開催し、産業の復興、文化の振興等を圖ることによつて、平和日本の建設に寄與せんとするものであります。

特に現下の情勢から見て戦災復興は當面の國民の關心事であつて就中住宅復興は文化國家として又産業復興の不可欠の要素として、日本の再建に極めて重要な意義をもつものと思ひます、そこで當博覽會では「懸賞文化住宅展」の部門を設け實物住宅の應募出品と、別に理想的な復興住宅の設計圖案の懸賞競技を行つて、その優秀案を博覽會々場に展示し擴大衆に紹介し、復興住宅に對して、一つの方向を示すのに役立たしめたいと存じます。

就ては左記の規程によつて懸賞募集を行うことになりましたから、全建築家各位には、本趣意に賛せられ奮つて應募出品下さる様切望致す次第であります。

昭和廿二年十二月

主 催 宇 治 山 田 市
後 援 戦 災 復 興 院
日 本 建 築 學 會
日 本 建 築 協 會
日 本 建 築 士 會

復興住宅設計圖案懸賞募集規程

一、主 旨

復興住宅は現在の窮屈な状態のもとでしかも生活水準を高め得る機構をもち、健康で明朗な住宅生活を営むに足る住宅の設計圖案を求める。

二、設 計 要 件

イ、位置及び敷地

戦災都市の住宅地域敷地は一戸當り約二〇〇平方米前後

ロ、規 模

一戸建又は連続一戸當りの建築面積は五〇平方米以内、平家建、所要室は任意とする

ハ、構 造

木造、圖地計畫の場合は簡易防火構造とする

ニ、法 規

既往の建築法規に拘泥しない

ホ、尺 度

凡てメートル法を用いる

三、應 募 に 付 て

イ、所 要 圖 面

配 置 圖	縮尺二〇〇分ノ一
平 面 圖	" 五〇分ノ一
立 面 圖 (二面)	" 五〇分ノ一
主要部分詳細圖 (矩計及び構造明示)	" 二〇分ノ一

透 視 圖

設計上特に工夫した點に付ての説明は圖面に簡単に記入する説明書は別添にせず圖面に記入する。

ロ、圖 面 の 大 小

約六〇×八〇糎 (中判大) の白色製圖紙仕、上は自由

ハ、暗 號

圖面にはすべて暗號 (文字) を記し別に暗號を表記した封筒に應募者の暗號、住所、氏名職業を記した紙片を封入したものを添付する

ニ、締切期限及び提出先

昭和二十三年二月末日迄に宇治山田市「平和博覽會事務局建設部懸賞文化住宅展係」に到着する様提出する

四、審 査 及 び 入 選 其 他 に 付 て

イ、審 査 員

(五十音順)

大阪市建築局長	井 上 新 二
東京大學教授工博	岸 田 日 出 刀
東京工業大學教授工博	小 林 政 一
佐藤建築事務所長	佐 藤 四 郎
戦災復興院建築局住宅課長	鳥 井 捨 藏
京都大學教授工博	坂 靜 雄
平和博覽會會長	北 岡 善 之 助

ロ、入 選 及 び 賞

一 等	一 名	五 千 圓
二 等	二 名	各 三 千 圓
三 等	三 名	各 千 五 百 圓
選外佳作若干名		各 五 百 圓

ハ、展 示

入賞圖案は會場に展示して一般の觀覽に供する

ニ、結 果 通 知

審査の結果は入選者に直ちに通知すると同時に後援團體機關誌を通じて通告する

ホ、圖 案

應募圖案は總て返還せず

ヘ、入選圖案に付て圖案集刊行の場合版權は主催者に歸屬する

目 次

會 告	1
口 繪 ス パ ル 座	3—5
メ ト ロ	6—8
スパル座見學記	9—10
米第廿五師工兵隊兵舎見學記	11
小 住 宅 の 試	12
愛 の 記 念 塔	13—15
廣島支部の近況	16
選ばれたる都市	17—18
大阪市の區畫整理と住宅問題	19—23
ホテル・ナニワ見學記	24—25
建築施工技術の振興を計れ	26—30
京 都 支 部 便	31
雜 草	32
西大寺赤膚見學	33
英 辭 典	34—35
文 獻 目 録	36
會 員 希 望	37
會 務 報 告	38
支 部 規 程	39—42

建 築 と 社 會

第 2 8 輯 第 9 ~ 1 2 號
 毎月 1 回 發行 定價 1 部 金 20 圓
 昭 和 2 2 年 1 2 月 2 5 日 印 刷
 昭 和 2 2 年 1 2 月 3 1 日 發 行

編集發行人
 戸 川 弘
 發 行 所
 社 團 日 本 建 築 協 會
 法 人
 大阪市北區中之島 3 の 3 朝日ビル
 電話土佐堀 (44) 1836・3631 番
 電話福島 (45) 2862 ~ 2867 番
 振 替 口 座 大 阪 3 9 9 7 5 番

印 刷 人
 山 口 忠 司
 印 刷 所
 株 式 會 社 大 洋 社
 大阪市西區江戸堀上通 2 の 5 2
 電話土佐堀 (44) 717 番

學生生徒で准會員として入會するには、即項の入會金を金拾圓とする。但し當該學校の在學証明書を出しななければならない。

第八條 會員種別の變更を希望する會員は、所定の轉格申込書を本會に提出しなければならない。但し學生生徒である准會員は、當該學校卒業と同時に、正會員に轉格するものとする。

第九條 定款第十四條により指名せられる會員の數は、指名者を含み會費口數と同數以内とする。但し、會員一名の口數が總正會員數の二十分の一を超えるときは、その超過分に對しては指名することができない。

第十條 一口の會費は、次の通りとし、これを年三回以内に分納することができ

一、正會員 定款第九條第一號による者 年額金百貳拾圓
但し、連隔の地で且つ支部のない地方の正會員は前記の十分の八とする。
定款第九條第二號による者 年額金參百圓

二、准會員

事業年度の中途で入會又は轉格した者の會費は月割計算とする。
會員に特別の事情が生じたときは、理事會の議決によつて、その期間中の會費の減免、又はその他の措置をすることができ

第三章 役員及び選舉

第十一條 副會長、常務理事、理事及び監事の定數は、次の通りとする。

副會長	二名
常務理事	一名
理事	二十八名
監事	二名

第十二條 評議員は、次の通り選出する。

一、支部に屬せぬ地域の正會員は、その地域の正會員の表決權百個又はその端數毎に二名の評議員を總會で互選する。

二、支部に屬する正會員は、その支部所屬正會員の表決權百個又はその端數毎に二名の評議員を、支部總會で互選する。

評議員の數は、毎年十月末日現在の正會員表決權の數に應じ、評議員會でこれを定める。

第十三條 選舉は、會長、副會長及び監事は單記、理事及び評議員は選舉する數の半數連記を以て、所定の投票用紙を用ひいづれも無記名投票で、これを行う。投票による選舉で、得票同數の者二名以上あるときは、年長者を以て上位者とする。

第四章 會務及び事務

第十四條 理事は、互選に依つて左の如く分ち會務を分掌する。

主記（十三名） 事業並びに會務一般

主計（五名） 會計

編集（十名） 雜誌其他の編集、出版

第十五條 本會の事務を處理する爲め、事務局を置く。
事務局に局長一名を置き、常務理事を以てこれに充て、事務局を統轄せしめる。

事務局には、書記長及び職員若干名を置く、その任免並びに事務局長以下の給与は、理事會でこれを定める。

第十六條 本會は、會報並びに雜誌「建築と社會」を發行する。

第十七條 事務局規程、部會並びに委員會規程、その他定款及び本細則施行に必要

附則

定款第九條第二號による正會員の一口の會費は昭和二十三年三月三十一日までは年額貳百圓の割とする。

その代理人とすることができぬ。

第三十八條 評議員會は、毎年三月及び十一月に、定時會議を開き、なを會長若しくは理事會が必須と認めたととき、又は評議員十名以上から、會議の目的事項を示して要求のあつたとき臨時會議を開く。

第三十九條 評議員會に議案を提出するには、正會員は評議員五名以上の、評議員

第四十條 評議員二名以上の賛成を得て、これをすることができぬ。

評議員會の議長は、評議員の互選とし、其の任期は一年とする。

評議員會は、總評議員の三分の一以上出席しなければ議決を行ふことができない。

第四十一條 本會は、その目的遂行のため、部會及び委員會を置くことができる。

第五章 資産及び會計

第四十二條 本會に基金を置く。

基金は、これに指定せられた寄附金、その他評議員會でこれに編入の議決を行つたものを、これに當てる。

第四十三條 本會の財産は會長がこれを管理する。但し、管理方法に就て評議員會が議決したときは、これに従ふ。

本會の財産又は収入は、之を會員に分配することができない。

第四十四條 本會の經費は、會費、基金収入又は事業収入、寄附金、補助金その他の収入で、これを支辨する。

第四十五條 財産目録及貸借對照表は、毎事業年度末現在により、これを調製する。

前年度の收支決算、財産目録、貸借對照表及び事業報告書は、毎年六月迄に常務理事又は庶務理事がこれを調製し、理事會の議決を経て、監事に提出しなければならない。

監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し意見を附して、總會及び評議員會に報告しなければならない。

第六章 解散及び清算

第四十六條 本會の解散は、總會の議決による。

第四十七條 清算人は、總會でこれを選任する。

清算人は、就任の日から六月以内に清算及び財産處分の方法を定めて、總會に提出しなければならない。

附 則

本定款は、民法第三十八條による認可の日から、これを施行する。

従前の定款による正會員、維持會員及賛助會員は、本定款による正會員とし、名譽正會員及び准會員は、夫々本定款による名譽正會員及び准會員とする。

従前の定款による名譽賛助會員は、これを廢し、終身賛助會員はそのまゝとする。従前の定款による役員は、本定款による役員の就任と同時にその任期を終了する。

ものとする。但し、その以前に任期満了する者は、新役員の就任までその任期を延長する。

本定款により最初に選任せられた役員中、會長、支部長及び常務理事を除く役員の各半數の任期はこれを一年とし、その人選は互選でこれを決める。

事業年度は、昭和二十二年年度に限つて、これを昭和二十三年三月三十一日まで延長する。

社團 日本建築協會細則 (昭和二十二年十一月二十日細則) (變更決議 同年十二月五日實施)

第一章 支部

第一條 會員百名以上居住する地方では、支部を設置することができる。

支部を設置するには、發起人を定め、地域を指定し、支部規程案及び賛成會員名簿を添付して、本會に支部設置の要求をしなければならない。

第二條 支部地域内に居住する會員は、その支部に屬するものとする。但し、會員からこれと異なる申出あるときはこれに従ふ。

第三條 支部の會務は、その支部規程によつてこれを執行する。

支部規程及びその變更は、支部總會の議決でこれを定め、理事會の承認を経てその効力を生ずる。

第四條 支部規程には、支部に關する次の事項を、記載しなければならない。

一、名稱

二、事務所の所在地

三、地域

四、事業

五、總會及び役員會に關する事項

六、役員を選任及びその權限に關する事項

七、其他必要な事項

第五條 支部の經費は、支部交附金、寄附金、支部事業より生ずる収入及びその他の収入で、これを支辨する。

本部は支部に對して、その支部所屬會員の納付した會費の十分の四以内を、支部交附金として交附する。但し、特別の場合には理事會の議決を経て、これを増額することができる。

第六條 支部の事業年度は、本會の事業年度に準ずる。

支部は、毎年二月末日までに次年度の豫算を、五月末日迄に前年度の事業並びに決算報告書を、本會に提出し、理事會の承認を経なければならない。

第二章 會員及び會費

第七條 正會員として入會するには、正會員一名を紹介者とし、所定の入會申込書に入會金貳拾圓を添えて、本會に提出しなければならない。但し、定款第九條第二項による正會員は、入會金を必要としない。

第二十一條 役員は二年とし、選任年度の次期の事業年度初これを起算する。但し、評議員の任期は、選任年度の二月からこれを起算する。

會長、支部長、及び常務理事を除く役員は、毎年その半數を改選する。

役員に欠員を生じたときは、遲滞なくこれを補選する。但し、第十九條の定數を欠かず、評議員會でその必要がないと認めたときは、この限りでない。

補選に依る役員の任期は、前任者の殘期間とする。

第二十二條 會長は、會務を總理し、本會を代表し、總會及び理事會の議長となる。

副會長は、會長を輔佐し、會長事故あるときは、その職務を代理する。

第二十三條 會長、副會長、理事及び支部長は、理事會を組織して會務を執行する。

理事會の議事は、出席者の過半數でこれを決し、可否同數の場合には、議長の決することによる。

理事會に出席できない者は、書面で議決に参加し又は他の出席者に委任して、議決権を行使することを妨げない。

第二十四條 理事會は、理事中から又は理事以外の者から、常務理事若干名を選任することができる。

理事以外から選任された常務理事は、これを第十九條による理事とする。但しこの場合には選任後評議員會の承認を得なければならぬ。

常務理事は、會長、副會長を輔佐し、常時會務を處理し、會長、副會長事故あるときは、その職務を代理する。

第二十五條 支部長は、支部を代表し、支部の會務を執行する。

第二十六條 監事は、常時會務及び財産の状況を監査し、特別の事由ある時は、總會又は評議員會を招集することができる。

監事は、理事會に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加はることはできない。

第二十七條 評議員は、評議員會を組織し重要會務を議決する。

第二十八條 本會に、各譽顧問、顧問及び參與各若干名を置くことができる。

一、名譽顧問は、本會の事業遂行に、其の協力を求めるため理事會で推薦した者

二、顧問は、建築に關係ある學識經驗者であつて、理事會の推薦により總會の議決を経た者

顧問は、會務の重要事項について、會長の諮問に應じ、又は意見を提出する。

三、參與は、會員中から理事會で推薦奨励した者

參與は、會務に就て理事會の諮問に應じ、又は意見を提出する。

參與の任期については第二十一條の規定を準用する。

顧問及び參與は、役員に就任したときは、その位置を退くものとする。

第四章 會議

第二十九條 會議は、總會及び評議員會の二種とし、更に總會を、通常總會及び臨時總會の二種に分ける。

會議は、會長これを招集する。

會議の議事録は、議事の經過の要領及び其の結果を記載し、總會の場合は議長

及び出席正會員二名、評議員會の場合に議長及び出席評議員二名の署名を得て保存しなければならない。但し、書面表決のときは議長の署名で足りる。

第三十條 總會は、正會員を以て組織する。

總會に於ける正會員の表決権は、會費一口につき一個とする。但し、會員一名の口數が、總正會員の口數の貳拾分の一を超えるときは、その超過分には表決権はない。

第三十一條 通常總會は、毎年一回一月これを開く。

臨時總會は、評議員會又は會長が必要と認めたとき、若しくは正會員百名以上から、會議の目的事項を示して要求があつたとき、これを招集する。

第三十二條 總會を招集するに、會日が一週間前に、會議の目的事項、日時及び場所を示して、書面又は公告によつて正會員に通知を發しなければならぬ。但し、緊急の必要ある場合又は再度招集の場合は、この期間を短縮することができる。

第三十三條 正會員は、正會員十名以上の賛成を得て、總會に議案を提出することができる。

總會で正會員が動議を提出するには、出席者の二十分の一以上の賛成がなければならぬ。

第三十四條 總會の議事は特別の場合を除き、出席者の過半數でこれを決し、可否同數の場合には議長の決することによる。

臨時總會は、會議によらないで書面表決によることができる。この場合會長は、その結果を遲滞なく公告又は書面によつて、正會員に報告しなければならない。

書面表決は、議決と同一の効力を有する。

第三十五條 次の事項については、總會の議決を経なければならない。

一、定款の変更

二、重要な財産又は基金の處分

三、本會の解散及び清算

四、收支予算及び決算

前項第四款の予算で、評議員會の議決を経たものについては、理事會は總會の議決がないときでも、原案を執行することができる。但し、この場合には次の總會に於て、承認を求めなければならない。

總會は、會議の延期又は續行を議決することができる。この場合には、第三十二條の規定を適用しない。

第三十六條 前條第一項第一號乃至第三號に關する議事については、總正會員の二十分の一以上が出席し、總表決権の二十分の一以上を行使し、三分の二以上の多數による議決を必要とする。

出席者が前項の定足數に達しないときには、出席者の表決権の過半數で、仮決議をすることが出来る。この場合には、遲滞なく再度總會を招集して、出席者の表決権の過半數で、仮決議の可否を決する。

第三十七條 總會に出席しない正會員は、書面で表決をし、又は他の出席正會員を

社団法人 日本建築協會定款 (昭和二十二年十二月五日
定款變更認可即日實施)

第一章 總 則

第一條 本會は、建築關係各部門の連繫協力によつて、建築に關する學術、技藝事業の進歩發達を圖ると共に、建築を通じて廣く社會に貢獻することを目的とする。

第二條 本會は、社団法人日本建築協會と稱する。

英文では The Architectural Association of Japan とする。

第三條 本會の主たる事務所は、これを大阪市に置き、なお必要に應じ各地に支部を置くことができる。

主たる事務所の位置の變更、並びに支部の設置、變更若しくは廢止については評議員會の議決でこれを定める。

第四條 本會は、左の事業を行う。

一、建築關係各部門間並びに建築と社會との連繫

二、建築關係事業の改善發達に資する意見の決定並びに表明

三、建築に關する學術、技藝、施策の研究、調査及び社會指導並びに一般啓蒙

四、建築關係各部門の振興に資する施設並びに營造物の設置及び管理

五、建築に關する証明、鑑定、仲介、斡旋又は仲裁、檢定試験の執行及び資格の認定

六、會員の向上及び相互の親睦に關する諸施設並びに會合

七、會報、雜誌、圖書及び印刷物の刊行並びに發賣

八、その他本會の目的を達するに必要な事業

第五條 本會の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六條 本會の公告は、會報又は官報若しくは總會の議決で指定した日刊新聞に掲げてこれをする。

第七條 本定款の施行に必要な事項は、細則でこれを定める。

細則は、評議員會の議決でこれを定める。

第二章 會 員

第八條 會員は、正會員及び准會員の二種とし、正會員を以て民法上の社員とする。

第九條 正會員は、次の各號の何れかに該當するものとする。

一、建築又はこれに關係ある職務を有し相當の學識又は經驗を有する者

二、建築又はこれに關係ある業務を営む者又は團體

第十條 准會員は建築に興味を有する者、若しくは建築又はこれに關係ある學科を専攻する學生、生徒とする。

第十一條 正會員で次の各號のいづれかに該當する者は、總會の議決でこれを名譽正會員に推挙することができる。

一、學識名望がある者又は本會に對する功績顯著な者
二、三十年以上正會員であつて年齢六十五を超えた者

第十二條 會員となるには、細則の定める所によつて入會申込書に入會金を添へて本會に提出し、理事會の承認を経なければならぬ。

會員が退會するには、會費を完納して本會にその旨を届出なければならぬ。

第十三條 會員の氏名は、これを會員名簿に登録し、會員の權利義務は、名簿登録をした日から生ずる。

會員の權利は、一身に專屬しこれを他人に移轉することができない。但し、第九條第二號による正會員で、本會の承認を経た場合はこの限りでない。

第十四條 第九條第二號による正會員は、細則の定めるところに従つて、本會の承認を経た會員を指名することができる。

第十五條 會員は、細則の定めるところにより、會費一口以上を前納しなければならない。但し、名譽正會員及び前條により指名せられた會員は、この限りでない。

第十六條 會員が會費を滞納した場合には、その期間中會員權の行使を停止されることがある。但し、この場合會員は、既往の債務を免れることができない。

第十七條 會員で次の各號のいづれかに該當する者は、評議員會の議決でこれを除名することができる。但し、第三號の場合に限り理事會の議決を以て、これに代へることができる。

一、本會の秩序を亂し又は本定款若しくは細則に違反する行爲があると認められた者

二、本會の名譽を汚損する行爲があると認められた者

三、會費の滞納が四ヶ月に及びなを督促に應じない者

第十八條 退會又は除名によつて會員資格を失つた者は、如何なる理由によつても既納の會費又は物件の返還その他本會の財産に對する一切の請求權を失う。但し、本會に對する債務はこれを免れることができない。

第十九條 本會に左の役員を置く。

會長 一名 以上

副會長 二名 以上

理事 十六名 以上

監事 若干名 以上

評議員 若干名 以上

會長、副會長、理事及び支部長を以て、民法上の理事とする。

第二十條 監事及び評議員は總會で、會長、副會長及び理事は評議員會で、正會員中からこれを選任する。

支部長は、支部規程により、支部所屬正會員の互選によつて選任する。

第三章 役員、顧問及び參與

●第二八集 第九・一〇・一一・一二号 掲載広告一覽（掲載順）

大林組
錢高組
竹中工務店
鴻池組
木村組
藤木工務店
大成建設
松村組
日本建設産業
安藤組
大和工業
西原衛生工業所
近畿電気工事
内田組
大阪三越
林塗裝店
三機工業
高島屋飯田
大洋建設
飯田商店
ナニワ瓦
内外アスベスト

コマツ建材社
近畿地区セメント瓦工業協議会
美素工業所
大阪平田タイル
船越タイル商店
阪神復興工業所
室谷商店
亀井
東工社
盛工務店
日新建設工業
三高製作所
金剛測量製図器製作所
共立電気工事
吾妻製作所
田辺工業
平野組
あめりか屋
日東工務店
神治屋本店
栗山硝子店
関城化学工業所

東洋建築板
大阪窯業セメント
関西ベイント